

徳島県公共施設等総合管理計画

平成27年3月 策定
(令和7年3月 改訂)
(令和8年4月 一部改訂)

徳 島 県

目 次

はじめに	1
1 計画の位置づけ	2
2 対象施設	3
3 計画期間	4
4 公共施設等を取り巻く環境	
(1) 人口見通し	4
(2) 財政状況	
5 公共施設等の現況及び将来見通し	
(1) 公共施設等の現況	6
①公共建築物	
②インフラ施設	
(2) 維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み	10
①公共施設等全体の経費見込み	
②公共建築物の経費見込み	
③インフラ施設の経費見込み	
6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
(1) 現状や課題に関する基本認識	12
①公共施設等の老朽化	
②公共施設等に対するニーズ	
③持続可能な行財政運営	
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有対策	13
①全庁的な取組体制の構築	
②情報一元化・共有対策	
(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	14
①点検・診断等	
②維持管理・修繕・更新等	
③安全確保	
④耐震化	
⑤長寿命化	
⑥持続可能・機能的な配置	
⑦DXの推進	
⑧GXの推進	
⑨PPP/PFI活用	
⑩広域連携	
⑪情報管理・共有	
⑫総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	
(4) フォローアップの実施方針	19
(5) SDGsとの関係	19
(6) 目標	20
(7) 各部局の主な取組	21
7 施設類型ごとの管理に関する基本方針	
(1) 公共建築物	27
(2) インフラ施設	32

はじめに

本県ではこれまで、人口の増加や経済成長に伴う多様な県民ニーズに対応するため、庁舎や学校をはじめ、道路・河川等の公共インフラ施設の整備を進めてきた。

これら施設は高度成長期に集中的に整備され、その多くで老朽化が進んでいることから、今後、維持管理や更新等に多額の経費が必要と見込まれる。

一方、本県財政は、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増大により、今後も厳しい財政状況が続くことに加え、全国的な課題である人口減少については、本県においても加速度的に進んでおり、今後、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される。

こうした状況の中、「未来に引き継げる徳島」を実現するためには、県が保有する公共施設等について、中長期的な視点から維持管理や更新、集中化・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要である。

国は、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体が一丸となって、戦略的な維持管理・更新等を推進することとし、さらには、平成26（2014）年4月に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう地方公共団体に要請した。

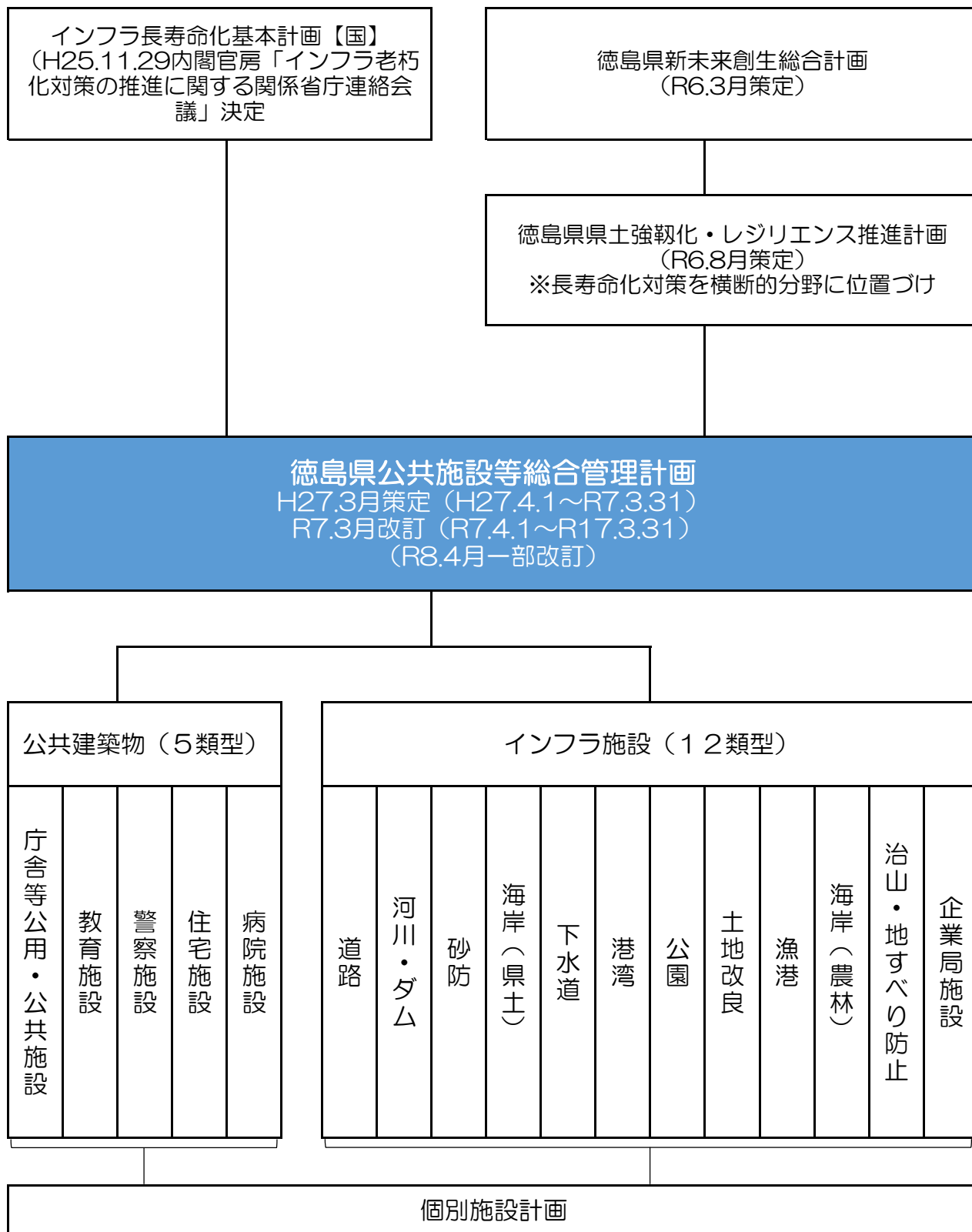
本県においては、こうした国の動きと歩調を合わせ、「徳島県公共施設等総合管理計画」を平成27（2015）年3月に策定し、ドローンの活用をはじめ新たなメンテナンス技術を駆使した「予防保全」などによる「長寿命化」の推進、既存施設の他用途への転換など「既存ストックの有効活用」及び「PPP／PFI」等民間の資金やノウハウを活用した新たな手法の導入など、長寿命化・最適化を推進してきたところである。

本計画は、策定から10年が経過し、計画の進捗や施設の保有状況等が変化していることに加え、令和6年度末に10年間の計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取組を一層充実・深化させるため、計画を改訂し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進やGX（グリーントランスフォーメーション）の視点も取り入れながら、公共施設等の維持・更新等の着実な推進を図ることを目的とする。

今後も、公共施設等の長寿命化・最適化を通じ、持続可能な財政運営を推進するとともに、県土強靱化やレジリエンスの強化に資することにより、「安心度」、「透明度」を高め、「未来に引き継げる徳島」の実現を図っていく。

1 計画の位置づけ

計画体系図



※対象外 土地、その他(動産・金融資産等)

2 対象施設

この総合管理計画は、徳島県が所有する「全ての公共施設等（公共建築物、インフラ施設）」を対象とし、その施設類型は次のとおりとする。

1 公共建築物	① 庁舎等公用 ・公共施設	庁舎、職員住宅、公の施設等	各設置管理条例	各所管部局
	② 教育施設	県立学校、その他教育施設	学校教育法	教育委員会
	③ 警察施設	警察本部・警察署、交番・駐在所、宿舎	警察法	警察本部
	④ 住宅施設	県営住宅	公営住宅法	県土整備部
	⑤ 病院施設	県立病院施設	徳島県病院事業の設置等に関する条例	病院局
小計		5類型		

2 インフラ施設	① 道路	橋梁、トンネル、交通安全施設等	道路法、 道路交通法	県土整備部 警察本部
	② 河川・ダム	排水機場、揚水機場、水門、堰、ダム等	河川法	県土整備部
	③ 砂防	砂防堰堤・床固工、溪流保全工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等	砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県土整備部
	④ 海岸(県土)	海岸保全施設(堤防、護岸等)	海岸法	県土整備部
	⑤ 下水道	管路施設、処理施設	下水道法	県土整備部
	⑥ 港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設(橋梁)	港湾法	県土整備部
	⑦ 公園	都市公園	都市公園法	県土整備部
	⑧ 土地改良	ダム、ため池、頭首工、水路、樋門、用排水機場	土地改良法	農林水産部
	⑨ 漁港	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(橋、トンネル)	漁港及び漁場の整備等に関する法律	農林水産部
	⑩ 海岸(農林)	海岸保全施設(堤防、護岸等)	海岸法、森林法	農林水産部
	⑪ 治山・地すべり防止	治山施設、地すべり防止施設	森林法、地すべり等防止法	農林水産部
	⑫ 企業局施設	発電施設、工業用水道施設、駐車場施設	徳島県公営企業の設置等に関する条例	企業局
小計		12類型		

合計		17類型		
----	--	------	--	--

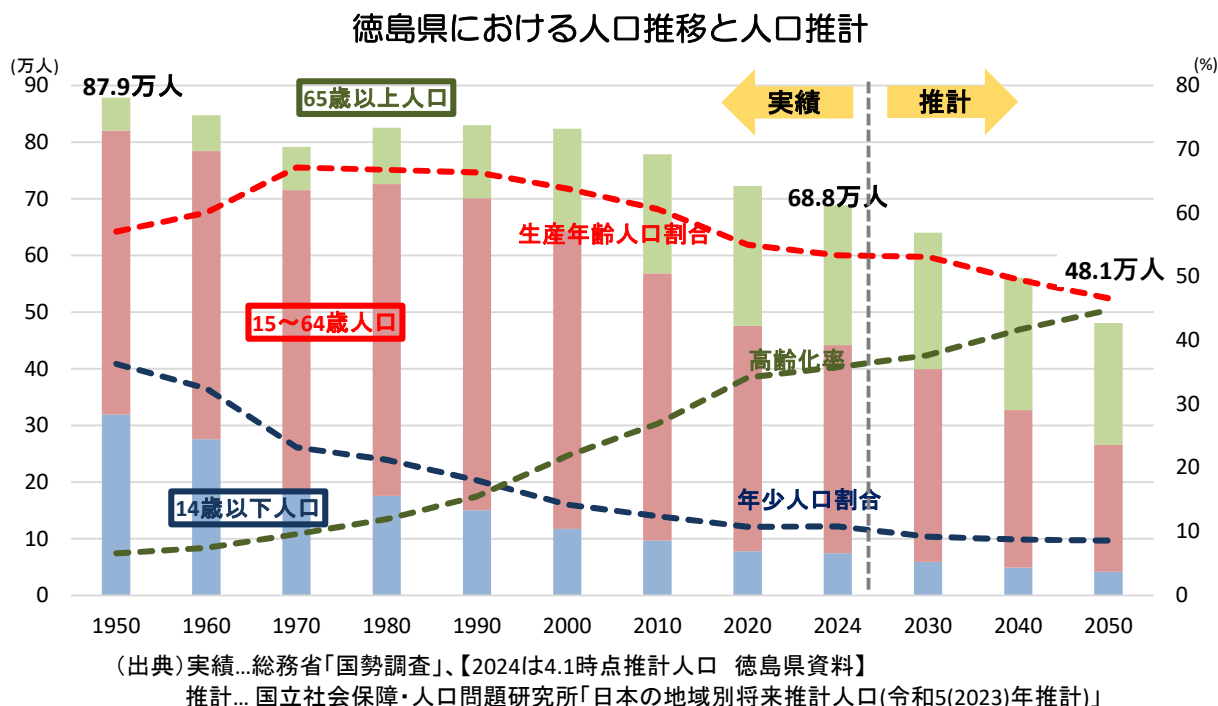
3 計画期間

令和7年度を初年度とし、令和16年度までの10年間を計画期間とする。
なお、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを図り、計画を充実・深化させていく。

4 公共施設等を取り巻く環境

(1) 人口見通し

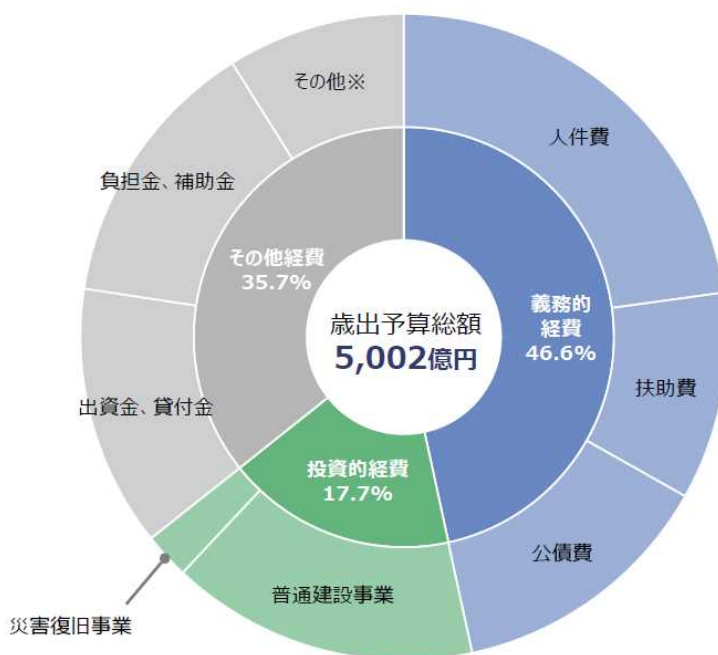
- 本県の人口は1950年の約88万人をピークに、その後若干の増減の波はあったものの、1999年以降は一貫して減少を続け、令和6（2024）年4月には約68万人となっており、令和5（2023）年12月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来人口推計」によると、現状のままで何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、本県の人口は2050年には約48万人にまで減少することが見込まれている。
- 同推計によると、2050年の0-14歳人口割合は8.6%、15-64歳人口割合は46.6%、65歳以上人口は44.8%と推計されており、全国を上回る速度で少子高齢化が進行し、それに伴って生産年齢人口（15-64歳）も減少することが見込まれている。
- 「公共施設等の将来のあり方」を検討するに当たっては、このような傾向と今後講ぜられる「人口減少対策」をしっかりと念頭に置き、将来を見据えつつ、各施設の必要性を十分に精査するとともに、各施設の「配置」「規模」「機能」の最適化を総合的かつ計画的に図る必要がある。



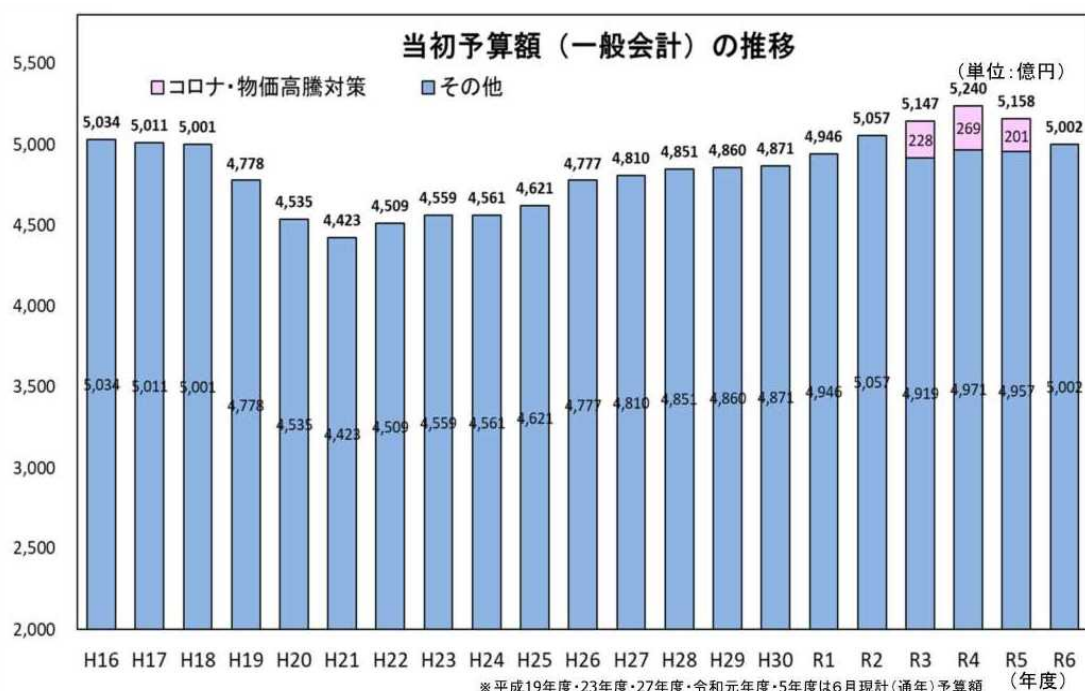
(2) 財政状況

- 本県の令和6年度当初予算額は5,002億円であり、「徳島県新未来創生総合計画」の方向性に沿った施策を展開しており、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の構成比は46.6%、公共事業等の投資的経費の構成比は17.7%、その他経費の構成比は35.7%となっている。
- 公共施設等の老朽化や社会保障関係経費の増加など、財政需要が拡大する中、未来への投資を計画的に進めるため、引き続き「持続可能な財政運営」を推進する必要がある。

令和6年度当初予算 歳出予算の内訳（一般会計）



※ その他：維持補修費、積立金、繰出金、その他行政費



5 公共施設等の現況及び将来見通し

(1) 公共施設等の現況

① 公共建築物

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合 (棟数パーセント)			施設数	
		R6年4月現在	10年後	20年後	H26年4月	R6年4月
庁舎等公用 ・公共施設	庁舎	26%	37%	64%	106	103
	職員住宅	23%	49%	77%	27	22
	公の施設等	11%	26%	60%	45	40
	小計	22%	35%	64%	178	165
教育施設	県立学校	24%	60%	74%	66	66
	その他教育施設	23%	30%	58%	34	18
	小計	24%	56%	72%	100	84
警察施設	警察本部・警察署	32%	44%	68%	44	25
	交番・駐在所	8%	19%	43%	143	129
	宿舍	19%	43%	62%	68	42
	小計	13%	28%	50%	255	196
住宅	県営住宅	13%	40%	75%	46	36
病院	県立病院施設	0%	11%	32%	7	7
計					586	488

② インフラ施設

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合			施設数	
		R6年4月現在	10年後	20年後	H26年4月	R6年4月
道路	橋梁	59%	73%	86%	2,238	2,773
	トンネル	42%	54%	68%	99	100
	シェッド	57%	61%	82%	26	28
	大型カルバート	0%	0%	0%	14	19
	門型標識	0%	3%	21%	40	39
	横断歩道橋	57%	78%	87%	42	46
	信号柱	4%	20%	42%	5,064	4,966

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合			施設数	
		R6年4月現在	10年後	20年後	H26年4月	R6年4月
河川・ダム	堤防・河道	11%	18%	21%	497	497
	排水機場	5%	43%	76%	21	21
	揚水機場	0%	100%	100%	1	1
	浄化施設	0%	0%	0%	1	1
	水門	0%	28%	38%	46	47
	樋門	3%	10%	16%	545	569
	陸閘	3%	3%	3%	30	34
	堰	0%	0%	50%	4	4
	電気通信施設	0%	0%	3%	108	193
	ダム	33%	67%	67%	3	3
砂防	砂防堰堤及び床固工	24%	42%	80%	1,644	1,668
	溪流保全工	25%	45%	60%	185(溪流)	185(溪流)
	地すべり防止施設	48%	58%	71%	225(区域)	249(区域)
	急傾斜地崩壊防止施設	0%	15%	55%	401(区域)	408(区域)
	電気通信施設	0%	1%	1%	108	145
海岸(県土)	海岸保全施設 (堤防・護岸等)	88%	96%	97%	76(海岸)	76(海岸)
下水道	管路施設	0%	0%	0%	24.3(km)	24.7(km)
	処理施設	0%	0%	0%	1	1
港湾	水域施設	69%	80%	87%	102	102
	外郭施設	79%	89%	95%	401	403
	係留施設	54%	73%	89%	211	211
	臨港交通施設(橋梁)	59%	69%	85%	180	182
公園	都市公園	38%	38%	63%	8	8
土地改良	ダム	0%	0%	0%	1	1
	ため池	0%	27%	54%	26	26
	頭首工	50%	75%	75%	4	4
	水路	32%	67%	88%	61	60
	樋門	33%	50%	83%	7	6
	用排水機場	14%	43%	57%	7	7

類型	種別	建設後50年以上経過する施設の割合			施設数	
		R6年4月現在	10年後	20年後	H26年4月	R6年4月
漁港	外郭施設	54%	71%	91%	502	506
	係留施設	36%	69%	90%	254	247
	水域施設	100%	100%	100%	13	13
	輸送施設（橋）	43%	86%	76%	7	7
	輸送施設（トンネル）	0%	0%	0%	1	1
海岸（農林）	海岸保全施設 （堤防・護岸等）	79%	87%	92%	39(海岸)	39(海岸)
治山・ 地すべり防 止	治山施設	13%	39%	63%	1,422	1,473
	地すべり防止施設	19%	32%	63%	219(区域)	220(区域)
企業局施設	発電施設	33%	50%	50%	6	6
	工業用水道施設	100%	100%	100%	2	2
	駐車場施設	50%	50%	50%	2	2

（施設の現況について）

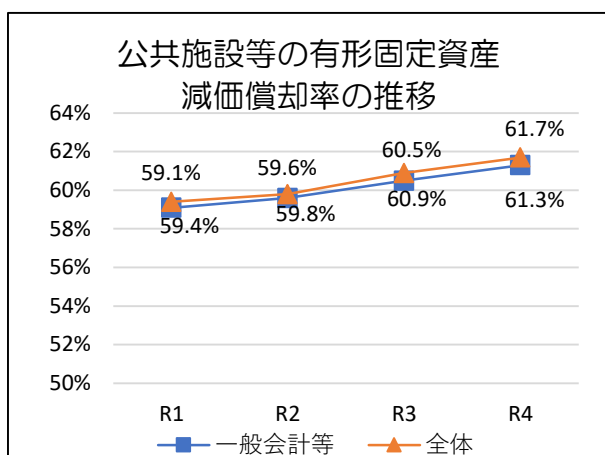
本県の公共建築物のうち、「庁舎等公用・公共施設」における建設後50年以上を経過する施設の割合（棟数ベース）が10年後には35%、20年後には64%に達する見込みであり、インフラ施設においても、橋梁をはじめ、高度成長期に建設した施設の老朽化が既に顕在化しているなど、県が管理する公共施設等は、公共建築物及びインフラ施設ともに、今後、老朽化が加速度的に進行していくことが見込まれる。

施設数については、公共建築物においては、施設のあり方の見直しにより、再編統合や廃止が進み、全体数は減少している。

一方、インフラ施設においては、ライフラインの整備や防災・減災対策等により施設数が増加しているものがある。

※その他、国・市町村との管理移管や国の指針に基づき施設数の計上方法を一部見直したことにより増減がある。

(参考：有形固定資産減価償却率の推移について)



国の示す統一的な基準「地方公会計制度」を導入した令和元年度決算以降の「徳島県の財務書類」によると、有形固定資産減価償却率については、左図のとおり微増傾向となっており、老朽化の進行率は低いものの、今後さらに老朽化が加速していくことが予想される。

一般会計等：一般会計及び特別会計（18特別会計）の合計
 全体：一般会計等と公営事業会計（11会計）の合計

※有形固定資産減価償却率とは

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

(2) 維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

令和7年度から令和16年度までの今後10年間の公共施設等の維持管理・修繕・更新等に必要経費について、個別施設計画に基づく予防保全型の維持管理・修繕、改修、更新等の長寿命化対策を行った場合と、対症療法型の維持管理により耐用年数経過時に単純更新した場合の費用を比較し、長寿命化対策等の効果額を試算した。

なお、試算に当たっては、今後の新たな県民ニーズや施設整備基準の変更などの社会的要請への対応、物価変動など不確定要因により数値の増減が想定され、実際の経費とは異なる可能性がある。

①公共施設等全体の経費見込み

長寿命化対策を行った場合の総額は約3,225億円、年平均約323億円となり、過去5年間の平均経費約356億円とほぼ同程度である。

一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合（耐用年数を既に経過している施設については早期に更新を行うよう試算）の総額は約5,668億円、年平均約567億円となり、過去5年間の平均経費約356億円の約1.6倍程度が必要になる。

また、長寿命化対策を行った場合の効果額は、総額で約2,443億円、年間約244億円の縮減が見込まれる。

なお、財源については、国の補助事業や交付税措置のある地方債を積極的に活用するとともに、必要に応じて基金などの活用を検討するほか、改修・更新等を行う場合は施設の付加価値を高めるなど、県民ニーズに応えることにより使用料収入の確保を図る。

さらに、人口の減少など社会情勢の変化を踏まえ、施設の統廃合や転用・機能再編などの「既存ストック」の有効活用、国や市町村と連携した施設の共用など、最適化を推進することで、更なる経費の縮減を図る。

【令和7年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み (億円)

		維持管理・修繕 (1)	改修 (2)	更新等 (3)	長寿命化対策等の合計 (4) (1+2+3)	財源 見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 (5)	長寿命化対策等の効果額 (4-5)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	公共建築物(a)	260.5	620.7	342.6	1,223.8	※本文記載	2,610.0	△ 1,386.2	69.7
	インフラ施設(b)	795.6	592.3	374.4	1,762.4		2,519.3	△ 756.9	252.2
	計(a+b)	1,056.1	1,213.0	717.0	2,986.2		5,129.3	△ 2,143.1	321.9
公営事業会計	公共建築物(c)	18.5	3.8	0.0	22.3		34.0	△ 11.7	14.8
	インフラ施設(d)	49.7	159.7	7.0	216.4		504.6	△ 288.2	18.7
	計(c+d)	68.1	163.6	7.0	238.7		538.6	△ 299.9	33.6
公共建築物計(a+c)		279.0	624.6	342.6	1,246.1		2,644.0	△ 1,397.8	84.6
インフラ施設計(b+d)		845.3	752.1	381.4	1,978.7		3,023.9	△ 1,045.2	270.9
合計(a+b+c+d)		1,124.3 (899.9)	1,376.6 (1,234.2)	724.0 (524.5)	3,224.9 (2,658.6)		5,667.9 (5,958.7)	△ 2,443.0 (△ 3,300.1)	355.5 (274.6)

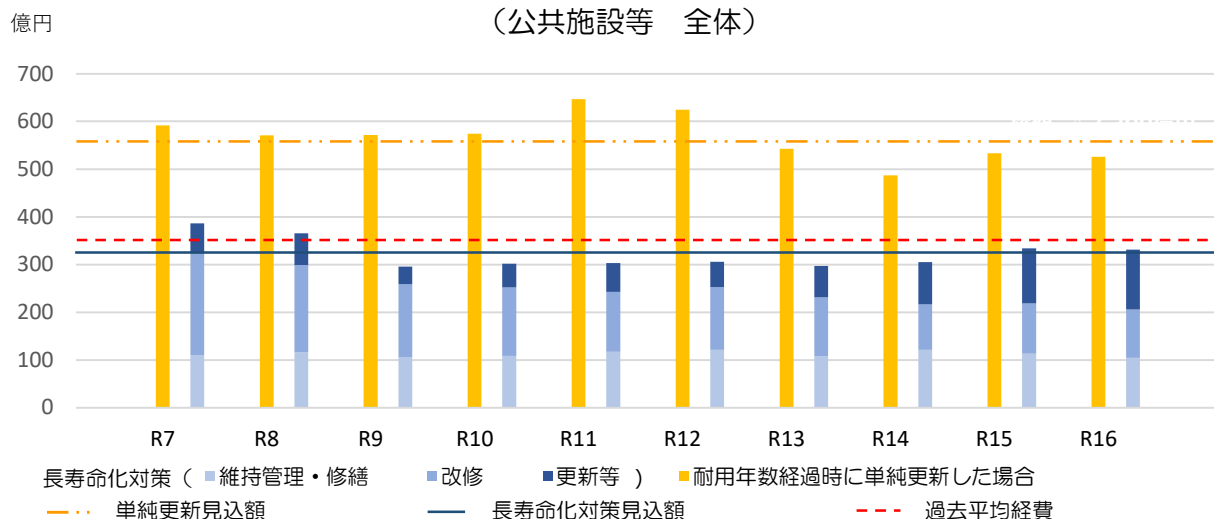
※合計欄()内の金額は、前計画時における試算額(令和3年度時点：令和4年度から10年間)

※千万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と合計が一致しないことがある。

また、対象期間の各年度ごとの経費の見込みは、次図のとおり。

長寿命化対策等の見込額は、過去5年間の平均経費約356億円に対して、約9%増から17%減となる年度があるものの、おおむね平準化されている。一方、単純更新の場合は、過去5年間の平均経費の約1.4倍から1.8倍程度が必要となる。

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(公共施設等 全体)

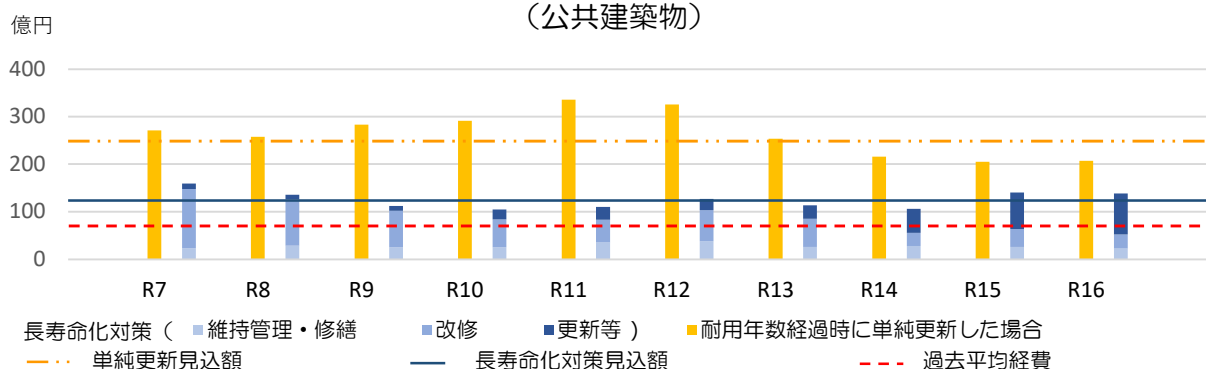


(億円)

区分	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
単純更新	591.8	570.9	571.1	574.1	646.7	624.4	542.6	487.2	533.5	525.6
(過去平均経費との比較)	+66%	+61%	+61%	+61%	+82%	+76%	+53%	+37%	+50%	+48%
長寿命化対策	386.0	365.4	295.4	302.0	302.9	305.9	296.9	305.0	333.9	331.3
(過去平均経費との比較)	9%	3%	△17%	△15%	△15%	△14%	△16%	△14%	△6%	△7%

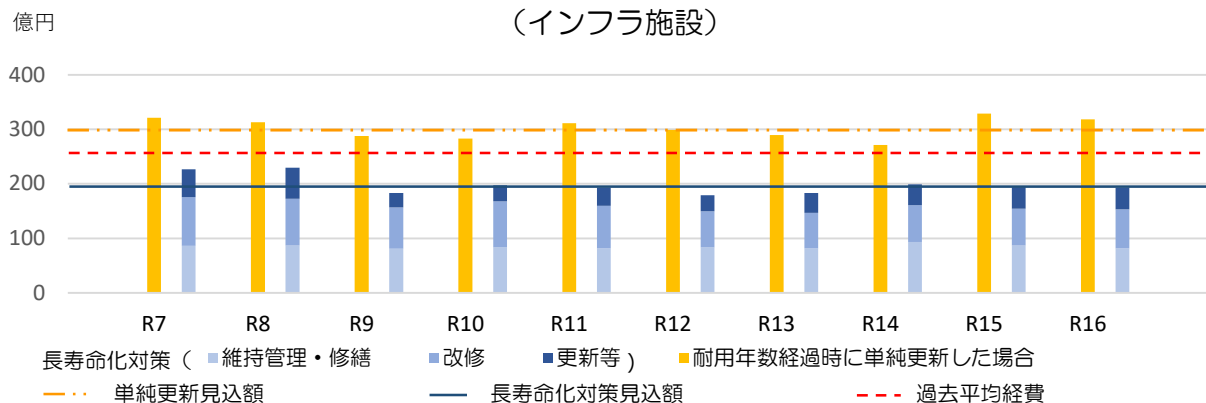
②公共建築物の経費見込み

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(公共建築物)



③インフラ施設の経費見込み

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み
(インフラ施設)



6 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 公共施設等の老朽化

公共施設等は老朽化が加速度的に進んでおり、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎えることにより、今後、その維持管理・更新等のために多額の財政負担が生じることが予想される。

このため、施設保有の必要性を検証しながら、効率的・計画的な予防保全型の維持管理や長寿命化等により、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。

② 公共施設等に対するニーズ

人口減少の加速や人口動態の変動、社会情勢の変化により、今後、公共施設等に対するニーズも変化していくことが予想される。

このため、県民ニーズに応じた施設の機能を維持しつつ、利用需要の変化に対応し、広域化・共同化等によるサービスの提供や既存施設の機能の見直し、既存ストックの有効活用、集約化・複合化、未利用財産の処分等により、各施設の特性に応じた適切なあり方を検討する必要がある。

③ 持続可能な行財政運営

公共施設等の老朽化や社会保障関係経費の増加など、財政需要が拡大する中、公共施設等の総合的な利活用及び長寿命化の推進により、引き続き「持続可能な行財政運営」を推進する必要がある。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有対策

①全庁的な取組体制の構築

総合管理計画を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的な取組体制として、「徳島県公有財産最適化推進会議」を活用する。

「徳島県公有財産最適化推進会議」において、公共施設等の有効活用、長寿命化に向けての取組、部局間の調整、進捗管理などについて、情報共有を図るとともに、部局の垣根を越えて、県全体の公共施設等の長寿命化・最適化を推進する。

②情報一元化・共有対策

県が管理する公共施設等について、全庁を挙げて「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」を図るためには、「統一的な様式」を用いて「情報の一元化及び共有化」を図ることが不可欠である。

各所管部局においては、所管する財産の総合的な管理に必要な情報を把握し、整理するとともに、維持管理、長寿命化等に関して、営繕部門、財政部門など関連する部局と連携を図りながら、それぞれが管理する財産に関する情報の把握と整理に取り組む。

「全庁的な情報管理・共有」については、全庁体制の「徳島県公有財産最適化推進会議」を活用する。

また、本県では、複式簿記や固定資産台帳の整備を前提とした、国の示す統一的な基準により財務書類を整備する「地方公会計制度」を平成28年度決算から導入しており、公共施設等に係る情報を「固定資産台帳に集約すること」により、公共施設等の適切な維持管理や、中長期的な経費の見込みの算出などに活用する。

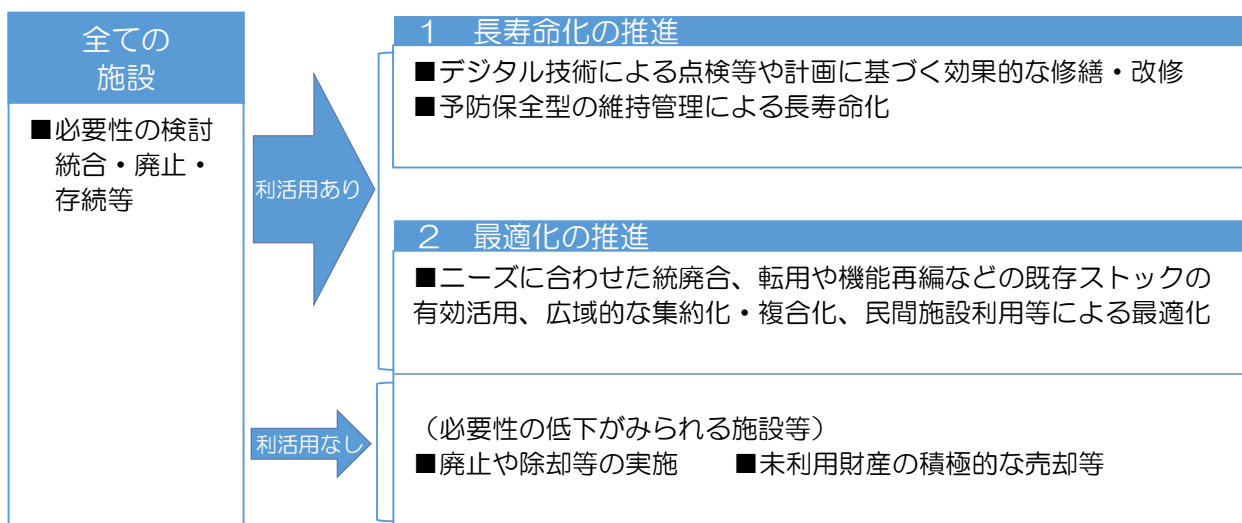
さらに、「類型ごとの個別施設計画との整合」を図りながら、公共施設等に関する情報を全庁的に共有、総合的かつ計画的に管理していくため、平成29年度から運用する、公有財産の一元管理を行う「公有財産等管理システム」を活用する。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理については、現状や課題に対する基本認識を踏まえ、次に掲げる2つの「基本的な方向性」を柱として、施設の長寿命化や最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るため、これらに基づく取組を推進する。

基本的な方向性	<p>1 長寿命化の推進</p> <p>公共施設等の老朽化が進み、全ての施設を現状のまま維持することが困難であると見込まれることなどから、施設ごとに利用状況や社会的ニーズ等を踏まえ、当該施設を維持する必要性を検討した上で、IoT、ビッグデータ及びAI等のデジタル技術や新技術・新工法の積極的な活用や各個別施設計画等に基づく計画的な修繕・改修に取り組む。</p> <p>また、広域的・戦略的なインフラマネジメントの検討・実施により、公共施設等の維持管理の効率化・高度化、早期段階で機能の保持・回復を図る「予防保全型の維持管理」への本格転換により、プラス世代以上の長寿命化（概ね25～約40年以上）を推進する。</p>
	<p>2 最適化の推進</p> <p>人口減少や社会情勢の変化等により公共施設等に対するニーズの変化が予想されることから、AI等のデジタル技術の活用、官民連携等により、施設の必要性や有効性など「施設のあり方」を十分に検討し、施設の特徴や地域の実態に応じた公共施設等の最適化を推進する。</p> <p>検討の結果、存続すべき公共施設等は、ニーズに合わせた統廃合や転用・機能再編などの既存ストックの有効活用、広域的な集約化・複合化、民間施設の利用等を推進する。</p> <p>また、必要性の低下がみられる公共施設等については、廃止や除却、未利用財産の積極的な売却、貸付など利活用の推進により、収入の確保に努める。</p>

施設管理の基本的な考え方



デジタル技術や民間活力等も活用し、効率的・効果的な管理を実現し、財政負担の平準化を図る

「基本的な方向性」を踏まえ、管理に関する各実施方針等は次のとおりとする。

①点検・診断等

公共施設等の維持管理・更新等に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じ、「日常的な巡視・パトロール」、「経年劣化・損傷を把握するための毎年又は数年に1回の定期的な点検・診断」、「災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検」等を行っており、施設の変状を適時・適切に把握し、利用者や第三者の安全を確保するために必要不可欠なものである。

今後は、デジタル技術や新技術等を積極的に取り入れながら、更に効率的・効果的な点検・診断等を行い、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断・予防保全等に活用する「継ぎ目ない（シームレスな）全公共施設等の点検」を着実に進め、「予防保全型の維持管理」を軸とする「メンテナンスサイクル」を実施する。

②維持管理・修繕・更新等

更新時期の平準化とトータルコストの削減を図るため、損傷が発生してから対応する「対症療法型の維持管理」から、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う「予防保全型の維持管理」への本格的な転換を図る必要がある。

このため、全対象施設において、各施設の特性に応じた中長期的な視点に基づく長寿命化計画（個別施設計画）を策定する。

各個別施設計画に基づき、施設特性を考慮の上、重要性・緊急性等を判断して修繕・改修等の優先度や実施時期を決定し、必要な財源の確保に努めることで、「予防保全型の維持管理」を図るとともに、「財政負担の軽減・平準化」を推進する。

また、「予防保全対策」の実施に当たっては、事前に施設の必要性や災害対応をはじめ、他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、「必要性が認められる施設」については、修繕や更新等の機会を捉えて、社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能付加、用途変更や複合化・集約化等を図る一方、「必要性が認められない施設」については、廃止・除却を進めていく。

なお、適切な点検・維持管理・修繕・更新等の、公共建築物のメンテナンスサイクルの実行に際しては、「保全計画」及び点検・診断・維持管理の履歴等を反映する「保全台帳」の整備・見直しを推進する。

③安全確保

日常点検や定期的な法定点検・診断、自然災害などにより、破損や高い危険性が認められた劣化に対しては、速やかに補修、修繕等の対応を行い、利用者や第三者の安全を確保することが必要である。

こうした取組に加え、点検・診断等により「高度の危険性が認められた公共施設等」や老朽化等により「供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等」に対しては、この総合管理計画や個別施設計画に基づき、「安全対策」を行った上で、「除却」等を推進する。

また、「除却」に際しては、公共施設等適正管理推進事業債をはじめとする「国の地方財政措置」を有効的に活用する。

④耐震化

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害への対応など、持続可能な災害に強いまちづくりを進め、県民の安全・安心の確保を図ることが重要である。

このため、災害時における防災拠点等となる県の公共施設等については、引き続き、徳島県耐震改修促進計画に基づき、耐震化率100%となるよう取組を進めるとともに、徳島県耐震改修促進計画対象外の公共施設等についても、必要に応じて、早期に耐震化を行う。

⑤長寿命化

大量更新時期を迎えるに当たり、公共施設等の更新を可能な限り抑制するため、既存施設等をできる限り長期間使用できるよう、「長寿命化」を図ることが重要である。

特に、更新費用の中で最も大きな比率を占めるのは躯体であり、躯体を健全に保つことで、長期的なコスト削減効果が大きくなることから、施設の老朽化対策の実施や、更新を検討する際には、まず、躯体の状態を確認し、健全である場合はもとより、劣化している場合であっても費用対効果を考慮し、有効な場合には補強を行った上で、適切な維持管理を実施することにより、既存施設を可能な限り長期的に活用することを目指す。

こうした取組により、例えば、平均更新年数が40年の場合は建替期を65年にするなど、「一世代相当分（約25～40年）」延長することを目標とする。

また、環境への配慮や防災機能の強化及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した施設性能の確保に加えて、高齢者、障害のある方、外国人などすべての人が利用しやすい施設となることを目標に、ユニバーサルデザインの考え方に基いた取組を推進する。

さらには、南海トラフ巨大地震や直下型地震、大規模水害、土砂災害、豪雪災害及び複数の災害が同時又は短時間で発生する「複合災害」への的確な対応を図るなどの「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」とも整合性を図りながら、県土強靱化に資する公共施設等の長寿命化を推進する。

⑥持続可能・機能的な配置

県ではこれまでも、公の施設の見直しや、高等学校の再編など、行政需要の変化に対応した見直しを行ってきたが、このような取組を引き続き不断に行うとともに、建替に当たっては、適切な規模や手法について、将来を見据えて十分検討する必要がある。

このことから、行政需要に応じた機能を果たせる施設を確保することを前提としつつ、人口の減少など社会情勢の変化により、行政需要の減少が見込まれるものについては、状況に応じ、施設の統廃合や転用・機能再編などの「既存ストック」の有効活用、建替規模の縮小、国や市町村と連携した施設の共用などを検討することにより、持続可能かつ機能的な配置の実現を図る。

また、必要性の低下がみられる施設等については、廃止や除却、積極的な売却及び貸付などの利活用を推進し、収入の確保に努める。

⑦DXの推進

「デジタル技術の活用」による地域の活性化や課題解決に向けた取組をさらに加速させるべく、公共施設等においても、IoT、AI等のデジタル技術の積極的な活用により、DXを推進することで、公共施設等の機能やサービスの向上を図り、効率的・高度的な維持管理、運営、改修及び更新等を推進する必要がある。

また、「働き方改革」や公共施設の利用方法の多様化を見据えた施設規模の適正化を図るとともに、デジタルツールを活用したオフィスとなるよう、それぞれの施設特性に応じた必要な取組を検討し、施設整備につなげていく。

さらに、予防保全型維持管理を進める上で必要となる施設の基本情報や点検・診断結果、修繕履歴等の維持管理情報についてデータベース化に向けた取組を進めることで、合理的な維持管理を実施する。

⑧GXの推進

本県では、国に先駆けて令和元（2019）年11月に「2050年ゼロカーボン」を宣言し、令和6（2024）年3月に策定した「徳島県GX推進計画」においても、長期目標として「2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ」、中期目標として「2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する」ことを掲げている。

目標の実現に向けては、クリーンエネルギーの最大限導入等を加速することや省エネルギー対策の徹底が必要となっていることから、公共施設等の維持更新等においても、「PPAを活用した太陽光発電の県有施設への率先導入」、「ZEB化の推進」等、積極的かつ長期的な視点に立った計画的な脱炭素化を推進する。

[参考：PPA/ZEBについて（徳島県GX推進計画より引用）]

PPAとは
PPA事業者が、電力需要家(企業、公共施設、住宅等)の屋根や駐車場等に、原則、無償で発電設備の設置と保守を行い、電力需要家はPPA事業者が電気使用料を支払う仕組みのこと。

ZEBとは
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の略称。高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなるビルのこと。

⑨PPP/PFI活用

公共施設等の改修・更新、利活用等、様々な場面に応じて、民間資金や技術、地域活動も含めたノウハウを活用した方策を検討し、「民間の資金や活力」などを積極的に活用する「PPP/PFI方式」により、県民ニーズに応えるとともに、公共サービスを効率的・効果的に提供し、維持管理コスト等の縮減・平準化を図ることが必要である。

このため、「徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」や「PPP/PFI事業における県内企業の参加促進及び県内産資材の積極的使用のための実施方針」、産官学金等の関係者の連携の場として構築された「徳島県PPP/PFIプラットフォーム」の活用などにより、地域におけるPPP等の定着や地域企業の受注機会の確保、県内産資材の積極的な使用を図るとともに、地域経済成長の実現を推進する。

[参考：PPP/PFIについて（国土交通省ウェブサイトより引用）]

PPPとは
公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFIとは
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⑩広域連携

公共施設等の老朽化対策や耐震化等は、国家的課題であり、厳しい財政状況の下、効率的な老朽化対策・防災対策が必要である。

また、国と地方公共団体が連携し、それぞれが管理する財産の最適利用を図ることも重要であることから、「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」（平成26（2014）年8月29日総財務第149号）及び「徳島市における国公有財産の最適利用推進協議会」（平成29（2017）年11月設置）等に基づき、財務省四国財務局をはじめとする国や関係市町村とも連携し、公有財産の最適利用を推進する。

さらに、各市町村の「公共施設等総合管理計画」推進のため、改訂や長寿命化等の技術的支援を必要に応じて行う。

⑪情報管理・共有

総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている県民をはじめ関係機関との問題意識や情報の共有が不可欠である。

このような基本認識のもと、「公共施設等のあり方」について、今後とも、県議会や第三者委員会などの場において「県民目線に立った幅広い議論」を進めていくとともに、「総合管理計画に関する情報」や「県民の利活用に資する公共施設等に関する情報」を県HPをはじめとする各種広報媒体などを通じ、積極的に開示する。

⑫総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

総合管理計画を戦略的に実行していくためには、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠である。このため、「公共施設等の情報共有」、「有効活用や長寿命化に向けての取組の推進」、「部局間調整」等を統括的に行う組織として設置した「徳島県公有財産最適化推進会議」を活用し、各施設管理者が長寿命化対策を着実に推進できるよう、計画のフォローアップを行う。

また、関連団体、関連民間企業などの知見や意見を積極的に取り入れるとともに、連携・協力体制の構築より、総合管理計画の推進を図る。

(4) フォローアップの実施方針

本計画を継続し発展させるため、「個別施設計画を充実」するとともに、「本計画と個別施設計画との整合」を図りながら、本計画に記載した実施方針や取組等の内容を引き続き充実・深化させる。

併せて、全庁体制の「徳島県公有財産最適化推進会議」において、毎年、公共施設に関する情報共有や有効活用、長寿命化に向けての取組、部局間の調整、進捗管理などの検証を行うとともに、計画的な管理に関する基本方針に対する取組状況について評価を行い、必要に応じた改訂を行うなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの手法を活用した継続的な取組を行う。

また、「徳島新未来創生総合計画」や「徳島県県土強靱化・レジリエンス計画」との密接な連携を図ることを通じ、県土強靱化に資するとともに、「県民の安全・安心の確保」をより一層推進する。

(5) SDGsとの関係

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」達成に向け、県では、地球規模の喫緊の課題である環境問題に対し、「緩和策」と「適応策」を両輪とする気候変動対策への取組や、脱炭素社会の実現に向けた水素エネルギーや自然エネルギーの積極的な利用、また、環境、人、社会、地域などに配慮した「エシカル消費」の推進など、持続可能な社会を構築するため、SDGsの理念に通じる各種の取組を全国に先んじて進めている。

SDGsの17の目標のうち、本計画の取組と特に関連が深い目標は次のとおりである。

SDGsの目標	
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(6) 目標

公共施設等の長寿命化・最適化により、県民の安全・安心を確保するとともに、持続可能な財政運営を推進することにより、本県の「安心度」、「透明度」を高めるため、総合管理計画の推進に当たり、次の「4つの目標」を設定する。

<目標1> 「公共施設等の長寿命化の推進」

DXや新技術の導入による維持管理の効率化・高度化を図るとともに、総合管理計画・個別施設計画に基づく長寿命化対策をはじめ、耐久性に優れた材料等の採用など、新技術や新工法を積極的に導入することにより、計画的な公共施設等の「プラス世代以上の長寿命化（概ね25～約40年以上）」を推進するとともに、維持・更新にかかる「財政負担の軽減・平準化」の実現を目指す。

※本県公共建築物の建替 平均40年 → 65年以上へ
（日本建築学会「建築工事標準仕様書（鉄筋コンクリート工事）」 構造体の総合的耐久性 65年）
※本県橋梁 平均60年 → 100年以上へ

<目標2> 「公共施設等の最適化の推進」

公共施設等の老朽化や人口減少等が進む中、新たなニーズに合わせた機能の見直し、施設の規模も含めた検証や、広域化・共同化による公共サービスやインフラの選択と集中など、様々な観点やデジタル技術等を活用した検討を重ね、公共施設等の機能強化・再編や転用といった既存ストックの有効活用、統廃合、複合化・集約化、民間施設の利用等により、施設の特徴や地域の実態に応じた公共施設等の最適化の推進をする。また、未利用財産や空きスペースの民間での利活用を図る。

「既存ストックの有効活用」をはじめとする「公共施設等の最適化件数」を令和16年度までに本計画策定時（平成27年3月時点）の「3倍以上」を目標とし、取組を推進する。

※計画策定時点（平成27年3月時点）の累計約20件 → 令和16年度までに累計60件以上に
※令和6年度までの件数：49件（計画期間内11件以上）

<目標3> 「官民連携（PPP/PFI）の推進」

公共施設等の維持・更新、利活用等、様々な場面に応じて、民間資金や技術、地域活動も含めたノウハウを活用した手法を検討し導入することにより、県内企業の受注機会の確保や雇用の維持を促進するとともに、公共サービスを効率的・効果的に提供し、県民サービスの充実や財政負担の軽減・平準化を図り、地域経済成長の実現に寄与する。

「官民連携（PPP/PFI）の件数」を令和16年度までに本計画策定時（平成27年3月時点）の「5倍以上」を目標とし、取組を推進する。

※計画策定時点（平成27年3月時点）の累計3件 → 令和16年度までに累計15件以上に
※令和6年度までの件数：9件（PPP手法3件、PFI手法6件）（計画期間内6件以上）
※PPP（公民連携事業:Public-Private Partnership）※PFI（民間資金等活用事業:Private Finance Initiative）

<目標4> 「長寿命化の推進体制の充実」

① 「個別施設計画」

国のインフラ長寿命化基本計画のロードマップや、各省庁から示される指針を踏まえつつ、公共建築物、インフラ施設とともに、「全ての類型に係る個別施設計画」について、令和元年度までに策定しており、今後は計画の見直し及び充実を進める。

② 「公共建築物の保全情報」

戦略的な長寿命化を推進するため、主な公共建築物の「詳細現況調査」及び「保全台帳の整備」について、令和元年度までに完了しており、今後は適宜保全情報の充実を進める。

③ 「全庁的な公共施設等データベース」

公会計制度の導入にあわせて、「固定資産台帳」と連携した、全庁的な公共施設等のデータベース「公有財産等管理システム」を開発し、平成29年度から運用しており、今後は適宜情報の充実を進める。

④ 「全庁的なフォローアップ」

総合管理計画を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的な取組体制として「徳島県公有財産最適化推進会議」において、適切に計画の進捗状況の確認や見直しを行い、フォローアップの充実を進める。

(7) 各部局の主な取組

部局名	危機管理部
基本的な方向性	全施設が県民の安全・安心に直結する拠点施設であり、機能維持が必須条件である。このため、長寿命化等、既存施設の有効活用を図っていくとともに、一部の施設については機能統合の方策も検討する。

主な施設名	取組内容
徳島県立防災センター	平成16年7月に開館。平常時には防災啓発施設として、非常時には災害対策拠点として重要な役割を担っており、今後とも適正な管理を行う。
徳島県消防学校	平成16年4月に旧消防学校から新築移転。消防組織法の規定による都道府県の必置施設であり、消防職員、消防団員の人材養成のための、県内唯一の教育訓練施設として重要な役割を担っており、今後とも適正な管理を行う。
東部防災館等	各防災館については、平常時には防災啓発施設や複合施設等として、非常時には災害対策拠点として重要な役割を担っており、今後とも適正な管理を行う。

部局名	企画総務部
基本的な方向性	<p>本庁舎等については、施設の使用目的を勘案し、存続を基本とし、中長期的な計画に基づき長寿命化対策を実施するとともに、老朽化が著しい施設については、防災拠点機能の強化や行政効率の向上を図るため、建替を含めた今後のあり方を検討する。</p> <p>職員住宅については、全ての住宅のあり方を見直し、新耐震基準に合致した住宅で地域のニーズの高い住宅の適切な維持管理を行う。</p> <p>未利用の施設等については、公用・公共用の活用、民間売却、貸付等の有効活用を検討する。</p>

主な施設名	取組内容
自治研修センター	県職員・市町村職員の研修や「まなびーあ徳島」講座の実施施設のため、今後も存続して適切な管理を行う。
県職員住宅	新耐震基準に合致し地域のニーズの高い住宅は、「中長期予防保全計画」に基づき、適切に維持管理を行う。
本庁舎	県行政の中核施設であることから、「中長期予防保全計画」等に基づき、今後とも適正な管理を行う。
各合同庁舎等	<p>各合同庁舎の本館等については、「中長期予防保全計画」等に基づき、計画的な修繕を行っているが、建築後約55年が経過しており、建替を含め今後の施設のあり方について検討を進める。とりわけ、立地や県全体の防災機能面での位置づけ等から、整備優先順位が高い美波・美馬・三好の3合同庁舎については、今後の整備方針について、具体的な検討を行う。</p> <p>また、職員会館については、建築後40年以上が経過し、老劣化が進んでいるが、職員の健康管理施設等として有効活用されている。今後も「中長期予防保全計画」に基づき、適切に維持管理を行う。</p>

部局名	観光スポーツ文化部
基本的な方向性	観光・文化・スポーツの振興に資する中核的拠点となる施設であることから、今後も施設維持のために必要な老朽化対策等を行う。 一方、一定の役割を終えた施設については廃止する。

主な施設名	取組内容
県道日和佐牟岐線沿線観光施設	県南への観光誘客を図るため、施設は引き続き必要であることから、計画的な維持・修繕を行う。
産業観光交流センター	活力ある地域づくりの拠点として、情報発信、産業発展、観光振興に寄与しており存続する必要がある。
文化施設	郷土文化会館については、施設の老朽化が顕著であり、耐用年数を経過している設備が多いことから、新ホールの方向性も踏まえながら、効率的な維持修繕等の方策について検討する必要がある。 また、新ホールを整備するに当たっては、「県青少年センター」の機能の一部について、「旧徳島市文化センター」「徳島市中央公民館」の機能も併せて集約を図る。 文化の森総合公園の文化施設については、国内外からの誘客を促進するとともに施設の長寿命化を進め、安全性と機能性の維持向上に努める。
あすたむらんど	子ども科学館を中核とした大型公園の役割を担っており、今後とも施設の長寿命化を進め、安全性と機能性の維持向上を図る。

部局名	生活環境部
基本的な方向性	公衆衛生に関する検査機関としての機能を確保するため、適切な維持管理を行うとともに、必要な機能強化を検討していく。 一方、一定の役割を終えた施設については廃止する。

主な施設名	取組内容
食肉衛生検査所	県下4力所のと畜場を一元的に管轄し、法令に基づき、と畜検査及びこれに付随する食肉等に残留する動物用医薬品や農薬、放射性物質検査等の有害残留物質などを検査している。 建設(平成7年)から30年以上が経過し、外壁の漏水など不具合が生じているため、定期点検による劣化・老朽化の状況を把握し、今後とも適正な管理を行う。 なお、将来的に食品の検査機能については、類似の機能を有する施設・機関との機能的統廃合について検討を要する。
保健製薬環境センター	保健衛生、薬事及び環境分野に関する県内唯一の「科学的・技術的拠点」として、様々な健康危機事象、環境危機事象に迅速に対応し、県民の皆様の安全・安心、豊かな生活環境を確保するための役割を担っている。 当施設は、平成23年度に保健環境センター、製薬指導所、徳島保健所、精神保健福祉センターが集約・複合化された施設であり、「中長期予防保全計画」に基づき、今後とも適正な管理を行う。機能集約に伴い、未利用となる旧保健環境センターについては除却を進める。

部局名	こども未来部
基本的な方向性	児童に関する相談、児童の保護等を行う重要な拠点施設であることから、基本的には存続するとともに、今後も施設維持のために必要な修繕、更新等を推進する。 一方、一定の役割を終えた施設については廃止する。

主な施設名	取組内容
中央こども女性相談センター	建築後30年以上経過し、経年劣化した設備が多くあることから、計画的な維持・修繕による長寿命化に努める必要がある。なお、職員数・業務量の増加により、スペース的に手狭になってきていることから、令和5年度に「児童相談所あり方検討委員会」を設置し、今後求められる機能等について検討を行っている。 一時保護施設については、令和6年4月に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に適合するよう、新たな施設整備に向けた取組を進める。
徳島学院	県下唯一の児童自立支援施設であり必要な施設である。耐用年数を経過、又は耐用年数が近づいている施設があることから、計画的な維持・修繕による長寿命化に努めるとともに、建て替えを含めた機能維持についても検討が必要である。

部局名	保健福祉部
基本的な方向性	<p>福祉サービス、保健医療サービス等県民生活に密着したサービスを提供する拠点であり、①施設の位置づけ、②現在の利用状況、③サービスのあり方、④安全性、⑤防災機能、⑥今後のニーズの見込みの観点から総合的に検討する。</p> <p>なお、存続する施設についても代替機能の有無や集約化の可能性等引き続き検討する。</p>

主な施設名	取組内容
保健所	<p>各保健所について、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点や地域における健康危機管理の拠点等としての機能を維持するため、今後も適切な管理を行う。</p> <p>また、建築年数の経過に伴う庁舎や設備等の老朽化が進んでいるため、計画的な維持・修繕による長寿命化に努めるとともに、施設整備について、他の公共施設との一体的な整備を主軸に検討を進める。</p>
総合福祉センター	<p>本県の福祉の拠点として、有効活用が図られており、今後も適正な管理に努める。老朽化が進んでおり、計画的な維持・補修が必要である。</p>
総合看護学校	<p>本館は、建築後25年以上が経過し、経年劣化した施設・設備が多数あるため、修繕計画を策定し、計画的な修繕に努める。</p>
精神保健福祉センター	<p>県における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健活動の拠点としての役割に加え、自殺対策の推進やひきこもりに特化した第一次相談窓口としての役割も担っている。</p> <p>当施設は徳島保健所、保健製薬環境センターの3施設が一体となった施設であり、徳島保健所を中心に計画的修繕に努める。</p>
障がい者交流プラザ	<p>本県の障がい者支援と交流の拠点として、相談、情報提供、スポーツ文化活動への支援を行うとともに、災害時における徳島市の避難所として指定されている。</p> <p>平成17年に竣工し、多くの設備が耐用年数を迎えることから、計画的な維持・修繕により、適切に管理を行う。</p>
発達障がい者総合支援センター	<p>発達障がい児者への支援を総合的に行う専門的機関として、既存施設を改修し、平成24年4月に開所した。</p> <p>また、平成27年5月に既存施設を改修し、西部に新たな拠点を開設した。今後も機能の充実を図るとともに適切な管理を行う。</p>

部局名	経済産業部
基本的な方向性	<p>今後のさらなる企業誘致や人口減少に対応する産業人材の確保等を推進するため、現在運営している施設については存続が必要である。その他、老朽化施設、行政目的を達成したものについては、統廃合又は廃止を行う。</p>

主な施設名	取組内容
工業技術センター	<p>県内唯一の工業関係の試験研究機関として工業技術の向上とその成果の普及、及び適正な計量の実施の確保に寄与しており、今後とも本県経済の持続的発展に向け、計画的な維持・修繕による長寿命化を実施する。</p>
テクノスクール	<p>各テクノスクールについては、産業人材の確保に必要な職業訓練施設であり、計画的な維持・修繕による長寿命化を実施する。</p> <p>平成24年度末をもって廃止した旧徳島テクノスクールについては、部分的活用を図りながら、将来的には一般競争入札により売却予定である。</p> <p>平成24年度末をもって廃止した旧鳴門テクノスクールについては、部分的活用を図りながら、将来的には、企業誘致用地等としての活用を検討する。</p>
徳島ビル	<p>建築後30年以上が経過し、一部老朽化が見られることから、計画的な修繕工事を実施するとともに、引き続き、賃貸ビルとしての安定的な管理運営を行う。</p>

部局名	農林水産部
基本的な方向性	<p>農林水産部所管の施設は、本県農林水産業の振興を図るため設置されたものである。県民に対する高度で迅速なサービスを提供するため、建築物については、昭和50年代以前に建築され老朽化が進む施設も見受けられることから、目的・必要性を再度検討し、必要性が高い施設については質的向上を進めるとともに、機能転換、用途変更、複合化・集約化など効率的・効果的な整備を進める。</p> <p>インフラ系の公有財産等については、存続を基本としつつ、国の法令やガイドラインに従い対象施設の長寿命化に努める。</p> <p>なお、土地改良施設は、一般的に整備後、市町村及び土地改良区に譲与されるものであるが、農業振興を図る上で、地域にとって重要な施設については、県において対象施設として把握し必要な修繕、更新等を推進する。</p>

主な施設名	取組内容
家畜保健衛生所	<p>各庁舎の老朽化への対応、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病に対する防疫機能強化等を図るため、県内を3圏域（中央、南部、西部）と捉え、機能強化・再編整備を図ることとし、令和7年3月に南部圏域庁舎を竣工。西部圏域庁舎についても整備に向けた取組を進める。</p>
農林水産総合技術支援センター	<p>平成25年4月に農林水産業の研究・普及・教育の「知の拠点」として、機能集約を行い、全国で初めてPFI事業により本館等を整備したが、完成から10年以上が経過し、機能低下や老朽化が目立つ箇所が見受けられる。また、本館等以外の施設については著しい老朽化も見受けられることから、施設の必要な長寿命化を図るとともに建替えも検討を行う。</p> <p>水産研究課美波庁舎本館については、平成28年度に耐震化を完了したが、築50年を経過しており、長寿命化を図る。</p> <p>畜産研究課庁舎本館については、令和3年度に長寿命化等の改修を完了した。本館以外の施設も老朽化が見受けられることから必要な施設の長寿命化を図る。</p> <p>上板試験地、木材利用創造センターの施設については、今後も試験研究等で使用するため、必要な長寿命化を行う。</p> <p>農業大学校（勝浦）は、令和元年度に旧果樹研究所を改修し、カンキツ人材の育成や、にぎわい創出を図る拠点として整備し、令和2年8月に開設した。今後は計画的な改修により施設の長寿命化を図る。</p> <p>鳴門藍住農業支援センターについては、築50年以上が経過しており、施設の老朽化が見受けられることから、長寿命化を図るとともに、建替えについても検討を進める。</p> <p>その他、不使用となった施設等については、「既存ストックの有効活用」という方針のもと、貸与又は売却を進め、地域における付加価値の創造に努める。</p>
漁業用牟岐無線局	<p>無線局は、漁船の安全操業のため、24時間体制で海上の漁船に対し気象や操業状況及び地震・津波情報などの通信を行うほか、有事の際の「安否確認」等を行っており、近い将来発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」に備え、通信手段の確保を図る必要がある。このため、老朽化設備・機器の更新と合わせ、今後の運営体制の検討を進める。</p>
県有種苗生産施設（旧栽培漁業センター）	<p>県有種苗生産施設（旧栽培漁業センター）は、主に放流用水産種苗の生産施設として昭和55年4月に設置した。開設以来30年以上が経過する施設は老朽化が進んでおり、水産業を取り巻く状況や社会情勢の変化を見極めながら、今後のあり方を含め施設整備・運営体制について検討を進める。</p>
神山森林公園	<p>神山森林公園は、県民の保健休養の場として平成元年7月に開園した郊外型の野外公園である。開園以来35年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化計画に基づいた取組を推進し、特に、老朽化した遊具については優先して撤去・更新を進める。</p>
徳島木のおもちゃ美術館	<p>徳島木のおもちゃ美術館は、木育を推進する拠点として、築20年以上経過したあすたむらんど徳島の四季彩館を改修し、令和3年10月に開館した施設である。今後は、継続してメンテナンスを図るとともに、木育施設として引き続き活用していく。</p>

部局名	県土整備部
基本的な方向性	<p>激甚化・頻発化する気象災害や、南海トラフ巨大地震等の自然災害に対応するため、防災・減災対策、国土強靱化等に資するインフラメンテナンスを着実に推進する。</p> <p>建築物については、既存ストックの戦略的な維持管理・更新を推進しつつ、質的向上や機能転換、用途変更、複合化・集約を進める。</p>

主な施設名	取組内容
県営住宅	PFI手法を用いて団地の集約化建替を実施した。残る団地については、長寿命化計画により、計画的な維持保全を図る。
土木庁舎等	老朽化が進んでいる庁舎等については、建物及び設備等の計画的な維持・補修を実施するとともに、不要となる庁舎等は用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。
インフラ施設	平成30年度までに長寿命化計画を策定しており、随時、見直しを行っている。持続可能なインフラメンテナンスの実現に向け、長寿命化計画に基づき取組を推進する。

部局名	教育委員会
基本的な方向性	<p>高等学校については、「公立高等学校の在り方検討会議」において、活力と魅力ある学校づくりに向けた検討を進めている。</p> <p>特別支援学校については、「新しい時代の特別支援学校の在り方検討委員会」を設置し、特別支援教育の現状と課題を整理し、その方策等を策定した。</p> <p>また、総合寄宿舍については、入寮希望者の増加など需要の高まりを踏まえ、整備計画の検討を行うとともに、既存施設の長寿命化改修を計画的に進める。</p> <p>教職員公舎については「教職員公舎整理活用方針（H29～R8）」に基づき、有効活用や跡地売却を図る。</p>

主な施設名	取組内容
高等学校 中等教育学校 中学校 特別支援学校	<p>平成30年度までに長寿命化計画を策定した。計画の進捗状況や社会的要請の変化に応じて適宜フォローアップを行い、県立学校施設の計画的・効果的な施設整備を進める。</p> <p>なお、再編統合により不要となった校舎等は除却や用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。</p>
総合寄宿舍	総合寄宿舍の入寮生の快適な住環境を確保できるよう、計画的な維持保全を図る。
教職員公舎	原則、新規・建替を行わず、存続の施設については、修繕及び改修を行い、有効活用しながら利用を継続する。困難な施設は用途廃止・処分を進める。

部局名	警察本部
基本的な方向性	<p>県内の治安情勢等を考慮し、組織体制の再編・強化に努めるとともに、地域の安全・安心を確保する治安・防災拠点として継続的に運用できるよう、施設の長寿命化を計画的に進めていく。</p> <p>また、未利用財産の売却や新たな事業を通じた歳入確保、国からの交付金や補助金、民間資金の活用など、県財政への負担の平準化を考慮する。</p>

主な施設名	取組内容
警察本部	県内の安全・安心の司令塔として、中長期的な整備を計画的に行うことにより長寿命化を図る。
警察署	<p>治安・防災対策をはじめ、変化する社会情勢などを踏まえて、最適な警察署の在り方について検討を行い、必要な施設整備を推進する。</p> <p>県内の警察署で唯一、耐震性能に課題がある「阿波吉野川警察署」については、新庁舎整備に向けた取組を進める。</p>
宿舍	新耐震基準を満たさない施設及び入居率の低い施設について、順次、廃止・集約化を図る。有事即応体制の確保のため必要な施設については、適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。
交番・駐在所	徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、交番・駐在所の体制・機能強化を図るため、施設の集約化に取り組んでいく。
信号柱	信号柱の設置及び更新については、計画的な予防保全型の保守管理を徹底するとともに、交通規制の合理的な見直しを行い、不要となった規制の廃止等によりストック数の削減を図る。

部局名	企業局
基本的な方向性	安価で良質、安定したサービス等の提供により、「経営基盤の強化」を図るとともに、「産業の振興」や「安全・安心の確保」に繋がるよう、予防保全的管理による施設の長寿命化と、南海トラフ巨大地震に備えた耐震化を推進する。

主な施設名	取組内容
発電所・工業用水道施設・駐車場施設・総合管理推進センター	<p>各施設とも、統廃合や用途転換の予定はなく、既存施設の長寿命化に向け、諸基準に基づく定期点検を実施し、戦略的な維持管理・機器更新に取り組むとともに、大規模災害時においても電力及び工業用水の供給が継続できるよう、耐震化・老朽化対策を推進する。</p> <p>このため、電気・工業用水道・駐車場の3事業においては、長期的な収支を勘案の上、10年間の長期工事計画を見直し、コスト縮減を図りつつ、健全経営の下で対策に取り組む。</p>

部局名	病院局
基本的な方向性	<p>県立3病院は、県の基幹病院及び地域の中核病院として県民に良質な医療を提供する役割を担っている。</p> <p>医療拠点施設としての機能を発揮するため、適切な維持管理を行うとともに、事業収支の状況等を考慮しながら、長寿命化計画に基づく修繕・改修等の施設整備を推進する。</p>

主な施設名	取組内容
中央病院、三好病院、海部病院	<p>本県医療の中核拠点としての機能維持を図るため、長寿命化計画に基づき適切な維持管理を行うとともに、適宜修繕・改修を行う。</p> <p>医師公舎等の周辺施設の整備については、長期的な病院事業収支の影響や医療を取り巻く環境の変化などを考慮し検討を進める。</p>

7 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(1) 公共建築物

①庁舎等公用・公共施設

類型	基本方針
庁舎等公用 ・公共施設	デジタル技術や新技術等を活用した予防保全型の維持管理、GX（グリーントランスフォーメーション）による環境負荷の低減、既存ストックの有効活用、官民の連携促進、広域化・共同化等により、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、施設の長寿命化・最適化を推進する。



本庁舎



東部防災館おきのすインドアパーク

類型	種別	項目	項目ごとの方針
庁舎等公用 ・公共施設	庁舎等公用 ・公共施設	①点検・診断等	<p>専門家による法定点検に加え、施設管理者による点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握する。</p> <p>デジタル技術や新技術を積極的に導入し、効率的・効果的に点検・診断を行う。</p>
		②維持管理・修繕・更新等	<p>建築部位及び設備機器の種別によって時間計画保全、状態監視保全又は事後保全を使い分け、適切な時期に修繕等を行うことにより施設の長寿命化を図る。</p> <p>修繕等は、劣化状況や危険度に加えて、その劣化又は故障が建物の寿命や施設運営に与える影響等を評価して優先順位を設けて実施する。点検・診断・維持管理の履歴などを反映する保全計画等の見直しをする。</p>
		③安全確保	<p>点検結果により劣化状況及び危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行うことにより、安全確保を図る。</p>
		④耐震化	<p>防災拠点等となる施設については、耐震化を実施済。他の施設については、施設の必要性や統廃合等を検討し、必要に応じ耐震化を行う。</p>
		⑤長寿命化	<p>各施設ごとに効率的かつ効果的な予防保全措置を講ずることによりプラス世代相当分（約25～40年）の長寿命化を図る。</p>
		⑥持続可能・機能的な配置	<p>社会情勢の移り変わりによるニーズの変化等を踏まえて、施設のあり方について検討し、統廃合や転用・機能再編などの既存ストックの有効活用、広域化・共同化を図る。必要性の低下がみられる施設については、廃止や除却、貸付や売却を含めた有効活用を検討する。</p>
		⑦情報管理・共有	<p>施設の全体像の把握と可視化を行うため、各施設の基本情報、保全計画及び保全台帳についての情報の一元化を図る。</p> <p>未利用の施設についての情報をデータベース化し、全庁的に共有し、有効活用を図る。</p>
		⑧計画推進体制の構築	<p>所管が全庁にまたがるため、全庁的な取組体制として、「徳島県公有財産最適化推進会議」を活用し、情報共有を図り、検証を行うなど、計画の見直しやフォローアップを行う。</p>

②教育施設

類型	基本方針
教育施設	安全・安心な学校づくりのための施設整備をはじめ、少子化や時代の要請に対応した再編統合等による施設整備、不要となった施設の転用など既存施設の有効活用、既存施設の老朽化や機能の陳腐化に対する予防保全措置優先による適切な維持管理など、施設の長寿命化に向けた、計画的、総合的な取組を行い、トータルコストの縮減、平準化を図る。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
教育施設	学校・その他教育施設	①点検・診断等	施設管理者による日常的な点検、施設整備課担当による1年に1回の施設調査、建築士による3年に1回の保全調査（定期点検）を実施する。
		②維持管理・修繕・更新等	予防保全措置としての長寿命化工事を計画的に実施、点検・調査の結果による事後保全措置実施としての修繕工事の実施、及びその履歴による長寿命化計画の見直しを行う。
		③安全確保	耐震性の確保、セキュリティの向上、被災時における避難施設としての機能確保を図る。
		④耐震化	学校施設については、耐震化を実施済
		⑤長寿命化	点検・調査の結果や修繕工事の実施による長寿命化計画の見直しを行う。
		⑥持続可能・機能的な配置	少子化や時代の要請に対応した再編統合による施設整備を図る。不要となる施設については、除却や用途変更のほか、貸付や売却を含めた有効活用を実施し、新たなニーズに対応する。
		⑦情報管理・共有	点検結果、改修履歴等について各学校等と情報共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	点検・調査の結果に対する有効な対応が可能であり、即時的に計画に反映させることが可能な計画推進体制を構築する。

③警察施設

類型	基本方針
警察施設	施設の点検・診断の結果、修繕履歴等をデータベース化し、ライフサイクルコスト等を踏まえ、メンテナンスサイクルを構築することにより、これまでの損傷等が発生してから対応する「対症療法型の管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」への転換を図り、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化、施設の長寿命化を推進する。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
警察施設	警察本部・警察署	①点検・診断等	日常の施設巡回及び災害発生後の緊急点検のほか、適時、点検・診断を実施することで、施設の変状の把握に努め、修繕・建て替え等に向けた分析を行う。
		②維持管理・修繕・更新等	分析の結果、ライフサイクルコスト等を踏まえ、メンテナンスサイクルを構築し、劣化・損傷等が発生してから対応する「対症療法型の管理」から、適時修繕等を行う「予防保全型の管理」への転換を図ることにより、長寿命化を推進し、修繕・建て替えに要する費用について、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	点検・診断等により、劣化・損傷等、施設の変状の早期把握に努め、適時修繕を行うとともに、分析等により、利用者・第三者を含めた職員等に高度の危険性が認められる施設については、特にスピード感を持って安全対策を推進する。
		④耐震化	県内の警察署で唯一、耐震性能に課題がある「阿波吉野川警察署」については、新庁舎整備に向けた取組を進める。
		⑤長寿命化	点検・診断の結果、修繕履歴等をデータベース化し、メンテナンスサイクル構築による「予防保全型の管理」を行うことにより、長寿命化が可能となった施設については、適宜検討の上、長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図る。
		⑥持続可能・機能的な配置	治安・防災対策をはじめ、変化する社会情勢などを踏まえて、最適な警察施設の在り方について検討を行う。
		⑦情報管理・共有	点検・診断の結果、修繕履歴等をデータベース化し、関係部署において、大規模修繕・建て替え時期など、メンテナンスサイクル等の情報について共有化を図る。
		⑧計画推進体制の構築	国、他県及び庁舎管理責任者と情報共有を図り、効果的な計画推進を図る。
	宿舍		民間の資金や活力の活用を検討するとともに、計画的な修繕・建て替えを行っていく。
	駐交在番所・		日常の点検等を通じて維持管理を継続し、計画的な修繕による長寿命化を図る。また、脱炭素社会を実現するため、「ZEB仕様」の建て替えを行う。 (徳島板野警察署藍住町交番：令和6年8月竣工)

④住宅施設

類型	基本方針
住宅施設	個々の建築物の状態に応じて、予防保全型の大規模修繕と日頃の維持修繕とを適切に使い分け、計画的な長寿命化とトータルコストの縮減を図る。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
住宅施設	県営住宅	①点検・診断等	建築基準法による専門家の定期点検を3年に一度実施するとともに、日頃の維持修繕を通じて、施設の状態を把握する。
		②維持管理・修繕・更新等	公営住宅の需要見通しや、団地毎の管理方針と住宅改善の必要性・可能性などを基に、「維持管理」「建て替え」、「用途廃止」の住棟を判定する。さらに「維持管理」を対象とした住棟について、躯体の安全性、居住性などを評価し、修繕と改善の内容を位置づける。
		③安全確保	点検により、修繕が必要な箇所を把握し、優先順位をつけて修繕を実施することにより安全確保を図る。
		④耐震化	「県営住宅集約化PFI事業」により、平成26年度中に耐震化100%を達成した。
		⑤長寿命化	実情に応じて長寿命化計画を更新し、必要な修繕を適切な時期に実施する。
		⑥持続可能・機能的な配置	「建て替え」、「用途廃止」と判定された住棟について、集約化建て替えや用途廃止を個別に判断する。 建て替えを判断した際には、ZEH水準の省エネ化を図る。
		⑦情報管理・共有	維持管理を委託している徳島県住宅供給公社並びにPFI事業により維持管理を実施している指定管理者と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	国、他県との情報交換を行い、効率的な長寿命化対策の推進を図る。
		⑨広域連携	適切な情報提供や必要に応じた指導を行う。

⑤病院施設

類型	基本方針
病院施設	将来にわたり医療の拠点施設としての機能を確保するため、必要な機能強化を進めながら、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図る。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
病院施設	県立病院施設	①点検・診断等	<p>専門家による法定点検に加え、施設管理者による通常点検（1年ごと）及び日常点検を実施し、劣化状況及び危険度を把握する。</p> <p>また、一定年数を経過した建物について構造体の劣化診断を行い、建物の使用年数を定めていく。</p>
		②維持管理・修繕・更新等	<p>トータルコストを縮減するため、建築部位及び設備機器の種別によって時間計画保全、状態監視保全又は事後保全を使い分け、適切な時期に修繕等を行うことにより施設の長寿命化を図る。</p> <p>修繕等は、劣化状況や危険度に加えて、その劣化又は故障が建物の寿命や施設運営に与える影響等を評価して優先順位を設けて実施する。また、事業量が集中する場合には、事業間での調整を行い平準化を行う。</p>
		③安全確保	点検結果により劣化状況及び危険度を把握し、適切な時期に修繕等を行うことにより、安全確保を図る。
		④耐震化	病院施設（本体）、周辺施設共に耐震化を実施済
		⑤長寿命化	定期点検の実施に合わせ、必要であれば建物の修繕計画を見直していく。
		⑥持続可能・機能的な配置	社会経済情勢の変化に応じ、必要性が認められる施設については、あり方を含めて検討を進める。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び修繕計画について、各県立病院と情報共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	点検結果及び課題の状況を各県立病院とともに把握・共有し、効果的な老朽化対策を推進する。

(2) インフラ施設

①道路

類型	基本方針
道路	<p>損傷が発生してから対応する「事後保全型の維持管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」への転換を図る。</p> <p>例えば橋梁では、その建設・補修及び定期的な点検のデータを活用し、劣化の進行を予測し橋梁の最適な補修時期を選定し、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。</p>



類型	種別	項目	項目ごとの方針
道路	橋梁	①点検・診断等	日常的なパトロールに加え、5年に1回定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する事後保全型の維持管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を推進し修繕・架け替えに要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。
		④耐震化	「緊急輸送路」や「跨線橋・跨道橋」等について優先的に耐震化を実施。また、浸水区域内における「津波避難に資する橋梁」や孤立化を防止する「生命線道路の橋梁」の耐震化を推進する。
		⑤長寿命化	点検の実施に合わせ、長寿命化修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。
		⑥持続可能・機能的な配置	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上、機能転換や複合化・集約化を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。
		⑨広域連携	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。

類型	種別	項目	項目ごとの方針
道路	トンネル	①点検・診断等	日常的なパトロールに加え、5年に1回定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する事後保全型の維持管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。
		④耐震化	該当なし
		⑤長寿命化	点検の実施に合わせ、長寿命化修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。
		⑥持続可能・機能的な配置	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上、機能転換や複合化・集約化を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。
		⑨広域連携	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。
	シールド	①点検・診断等	日常的なパトロールに加え、5年に1回定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する事後保全型の維持管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。
		④耐震化	該当なし
		⑤長寿命化	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。
		⑥統合や廃止の推進	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集約化を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。
		⑨広域連携	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。

類型	種別	項目	項目ごとの方針
道路	大型カルバート	①点検・診断等	日常的なパトロールに加え、5年に1回定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する事後保全型の維持管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。
		④耐震化	該当なし
		⑤長寿命化	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。
		⑥持続可能・機能的な配置	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集約化を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。
		⑨広域連携	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。
	門型標識	①点検・診断等	日常的なパトロールに加え、5年に1回定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する事後保全型の維持管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。
		④耐震化	該当なし
		⑤長寿命化	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。
		⑥持続可能・機能的な配置	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集約化を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。
		⑨広域連携	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。

類型	種別	項目	項目ごとの方針
道路	横断歩道橋	①点検・診断等	日常的なパトロールに加え、5年に1回定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。（5カ年で1サイクル）
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する事後保全型の維持管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を推進し修繕・架け替えに要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。
		④耐震化	修繕・更新の実施に合わせて、対策の検討を行う。
		⑤長寿命化	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。
		⑥持続可能・機能的な配置	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、質的向上や機能転換、複合化・集約化・廃止を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持管理体制を構築する。
		⑨広域連携	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。
	信号柱	①点検・診断等	日常業務を通じて行う「通常点検」のほか、計画的な「定期点検」等を実施し、適正な管理に努める。
		②維持管理・修繕・更新等	経過年数による計画的更新のほか、点検・診断の結果により、優先的に修繕等を行う「予防保全型の管理」を実施しており、引き続き、計画的な施設の維持管理を推進することによって、コスト縮減、予算の平準化を図る。
		③安全確保	施設の実効性の確保、第三者被害の防止のため、定期的な修繕・更新等を実施するとともに、各種点検等により、施設の変状の早期把握に努め、危険性が認められる施設については、スピード感を持って安全対策を推進する。
		④耐震化	災害時の実効性の確保のため、全ての施設において、耐震等を考慮した設置を推進する。
		⑤長寿命化	点検・診断の結果により、適時修繕等を行う「予防保全型の管理」のほか、経過年数に応じて計画的に保護部材を敷設することにより、長寿命化を図る。
		⑥持続可能・機能的な配置	必要性が認められる施設については質的向上を図るとともに、道路交通環境の変化等に応じ、移設、廃止等、見直しを図る。
		⑦情報管理・共有	点検・診断の結果、改廃計画等について、関係部署と情報の共有化を図る。
	⑧計画推進体制の構築	国、他県との情報交換を行い、効果的な計画推進を図る。	

②河川・ダム

類型	基本方針
河川・ダム	巡視や定期点検のデータを保存・活用し、河川管理施設の劣化の状況を把握した上で補修時期を選定することにより、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。



排水機場



水門

類型	種別	項目	項目ごとの方針
河川・ダム	河川管理施設（堤防・河道閘・排水機場・電気揚水施設）・浄化施設・水門・樋門	①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運転点検（月点検） 原則として設備の試運転を実施し負荷状態において設備の状況確認・動作確認を行う。出水期 1回/月、非出水期 1回/2カ月の頻度で行う。管理運転点検が実施できない設備については月点検とする。 ○年点検 月点検よりも詳細な各部の点検及び計測を実施する。1回/年の頻度で行う。 ○臨時点検 外的要因による設備への異常、損傷の有無の確認を目的とする。
		②維持管理・修繕・更新等	河川管理施設に対し、日常管理や点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつ今後増大が見込まれる河川管理施設の維持管理に要する経費に対してコスト縮減と必要予算の平準化を行う。
		③安全確保	日常管理や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。
		④耐震化	「堤防・水門」について優先的に耐震化を実施する。
		⑤長寿命化	長寿命化計画に基づく点検・整備・更新を行い、機器の信頼度の確保と延命化を図る。
		⑥持続可能・機能的な配置	河川改修に併せ、可能な樋門は統合する。
		⑦情報管理・共有	点検・整備・更新の結果をデータベース化することで、各庁舎と情報の共有化を図る。
		⑧計画推進体制の構築	河川管理施設の現況把握、情報共有のため、河川整備課・各庁舎・市町・管理人の情報伝達を徹底する。 本体制による、施設の優先順位付け、計画に沿った整備・更新を行うことで、効果的なライフサイクルコスト縮減を図る。
		⑨広域連携	国からの情報や、県のノウハウについて、市町村に情報提供を行う。

類型	種別	項目	項目ごとの方針
河川・ダム	ダム	①点検・診断等	ダム管理者が行うダム点検整備基準に基づく日常管理（巡視・点検・計測）及びダム管理者以外の専門家等が行う定期検査（概ね3年に1回以上）を実施する。
		②維持管理・修繕・更新等	ダム施設の現状を踏まえ、費用負担の最小化と平準化を見据えた、計画的かつ戦略的な予防保全対策を推進する。
		③安全確保	巡視・日常点検により、ダム施設の状態を把握して、安全性及び機能への影響を確実に確認する。
		④耐震化	レベル2地震動を想定した「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）」に沿った照査では、ダム本体の貯水機能に支障はない。関連施設（ゲート、堤上橋梁）については、今後の新たな知見に留意しながら、適切な対策を講じていく。
		⑤長寿命化	ダム施設の安全性及び機能を長期にわたり保持するため、日常管理における維持・修繕に加え、ダム管理設備の更新が図られるよう、ダムメンテナンス事業計画に基づいた堰堤改良事業を推進する。
		⑥持続可能・機能的な配置	特になし
		⑦情報管理・共有	ダム管理設備について、主要仕様、点検・整備・更新の履歴、事故・故障及びその措置の履歴を整理した台帳を作成し、得られたデータを蓄積することにより、今後の計画的な維持管理に反映する。
		⑧計画推進体制の構築	国、他県との情報交換を行い、効果的な計画推進を図る。

③砂防

類型	基本方針
砂防	<p>長期にわたり機能及び性能を維持・確保するため、点検を通じて施設の状況を把握し、評価、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施していく。</p> <p>評価段階においては、施設の健全度と周辺の荒廃状況、保全対象との位置関係、コスト等を勘案し、優先順位と対策時期を計画する。</p>



類型	種別	項目	項目ごとの方針
砂防	地すべり防止施設・砂防堰堤・床固工・流路・急傾斜地崩壊防止施設・護岸工	①点検・診断等	「徳島県砂防関係施設点検要領（案）」及び「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検マニュアル」を基本に、①定期点検（5年に1回）、②臨時点検（出水時や地震時など臨機）、③巡視点検（年1回）を実施する。
		②維持管理・修繕・更新等	点検・整備を計画的に実施することにより、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を図る。
		③安全確保	常日頃の日常点検や巡視点検において損傷状況による施設の健全度具合を的確に把握し、重要度に応じて優先順位を付け、速やかな維持・修繕工事の実施により安全確保に繋げる。
		④耐震化	該当なし
		⑤長寿命化	計画期間を10年とし、5年経過時に点検結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。
		⑥持続可能・機能的な配置	施設周辺において開発行為などによる地形改変が生じた場合など、既存施設の必要性等勘案し、廃止の検討も考慮する。
		⑦情報管理・共有	施設の仕様や更新履歴等を記載した設備台帳、点検カルテなどを適切に作成するとともに、データベース等を利用した管理情報を関係者と共有する。
		⑧計画推進体制の構築	国、他県との情報交換を行い、効果的な計画推進を図る。

④海岸（県土）

類型	基本方針
海岸	巡視や定期点検のデータを保存・活用し、海岸保全施設の劣化の状況を把握した上で補修時期を選定することで、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
海岸	海岸保全施設（護岸・堤防等）	①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ○巡視（パトロールによる簡易点検） 重点点検箇所等を定期的に点検する。【数回/年】 ○定期点検（機器による測定、調査により対策法の検討まで行う詳細点検。一次点検と二次点検がある。） 海岸保全施設の健全度を把握するため、定期的に点検する。【1回程度/5年】 ○異常時点検 地震、津波、高潮等の発生後に、点検する。
		②維持管理・修繕・更新等	巡視や点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつコスト縮減と必要予算の平準化を行う。
		③安全確保	巡視や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。
		④耐震化	まずは、避難時間を確保する必要がある海岸から推進する。
		⑤長寿命化	長寿命化計画に基づき巡視・点検・整備・更新を行い、海岸保全施設の信頼度の確保と延命化を図る。
		⑥持続可能・機能的な配置	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者の意見を聞きながら検討を進めていく。
		⑦情報管理・共有	巡視・点検・整備・更新の結果について、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	海岸保全施設の現況把握、情報共有のため、本庁・各庁舎・市町・管理人の情報伝達を徹底する。本体制による、施設の優先順位付け、計画に沿った整備・更新を行うことで、効果的なライフサイクルコスト縮減を図る。
		⑨広域連携	市町村管理施設なし

⑤下水道

類型	基本方針
下水道	生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型の維持管理」を徹底するとともに、「地震・津波」等災害対策を推進する。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
下水道	管路施設・処理施設	①点検・診断等	対象施設に対する点検・診断方法を検討し、実施する。 (5年に1回程度実施)
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果を踏まえて、適切に修繕を実施することにより、コスト縮減や予算の平準化を図る。
		③安全確保	点検により、修繕が必要な箇所を把握し、優先順位をつけて修繕を実施することにより安全確保を図る。
		④耐震化	耐震対策済
		⑤長寿命化	ストックマネジメント計画に従い、必要に応じて改築を実施する。
		⑥持続可能・機能的な配置	将来、社会情勢の変化により処理水量の減少が見込まれる場合には、適正な規模への統合・廃止を進め、コスト縮減を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果や修繕計画をデータベース化することで情報の共有化を図る。
		⑧計画推進体制の構築	国や関連市町等と連携し、積極的に情報を収集・共有し効率的な長寿命化対策の推進を図る。
		⑨広域連携	旧吉野川流域下水道連絡協議会を通じて、関係市町と連携し、情報提供や、点検～修繕までのメンテナンスサイクル確立のための支援を行う。

⑥港湾

類型	基本方針
港湾	点検・診断を行い、施設に求められる機能やライフサイクルコスト等を踏まえ、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を進めていくことにより、更新・修繕に必要な費用のコスト縮減・予算の平準化を図る。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
港湾	水域施設・外郭施設・臨港交通施設（橋梁）・係留施設	①点検・診断等	日常点検を行うとともに、5年以内ごとに定期点検・診断を実施する。状況に応じて詳細点検・診断を実施する。
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の維持管理」を推進し、更新・修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。
		③安全確保	日常点検により、大規模な変状の有無などを把握し、施設利用に支障や危険を及ぼす恐れがある場合には、使用制限等の措置を行う。また、利用状況等を考慮し、適切に修繕工事を行い安全確保を図る。
		④耐震化	「地域防災計画」に位置付けられている拠点港や臨港交通施設（橋梁）について、優先的に耐震化を実施する。
		⑤長寿命化	点検の実施に合わせ、予防保全計画の更新を行い、重要度・損傷度により対策箇所の優先度を決定する。
		⑥持続可能・機能的な配置	社会経済情勢の変化に応じて、施設の集約や利用転換の推進を図る。
		⑦情報管理・共有	点検結果及び予防保全計画をデータベース化し、各庁舎との共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	施設毎の老朽化対策の対応方針及び優先順位について、国との連絡会議により調整を図る。

⑦公園

類型	基本方針
公園	将来にわたって継続的に必要な都市公園の機能を確保するため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策の実施、その情報の記録を次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築を進めるとともに、「長寿命化計画」に基づき、「事後保全型の維持管理」から「予防保全型の維持管理」への転換を図る。



鳴門総合運動公園



鳴門ウチノ海総合公園

類型	種別	項目	項目ごとの方針
公園	都市公園	①点検・診断等	日常的な点検に加え、遊具については、年に1回以上の定期点検を行う。その他の施設については、職員等が主体となり、5年に1回の割合で点検することを基本とするが、必要に応じて、点検間隔の見直しや専門技術者による点検を実施する。
		②維持管理・修繕・更新等	長寿命化計画に基づく「予防保全型の維持管理」の積極的な導入により、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図る。
		③安全確保	日常点検や定期点検により、施設の健全度を把握した上で、重要度や緊急度に応じ、適切な修繕・更新を行い、公園利用者の安全確保を図る。
		④耐震化	「地域防災計画」等に位置付けられている公園施設について、耐震化実施済
		⑤長寿命化	長寿命化対策の計画的な実施とともに、点検結果により、想定以上の施設の劣化が判明した場合などは、適切に長寿命化計画の見直しを行う。
		⑥持続可能・機能的な配置	施設の修繕・更新にあたっては、社会経済情勢の変化や類似施設の整備状況などを検証し、施設の統廃合を検討する。
		⑦情報管理・共有	施設の点検結果や修繕・更新計画については、各庁舎及び施設の指定管理者と共有する。
		⑧計画推進体制の構築	各庁舎と施設の指定管理者とが連携することで、大規模な修繕と日常的な維持修繕など、役割に応じた計画的かつ効率的な修繕が実施できる体制を構築する。
		⑨広域連携	公園施設の長寿命化に関する情報提供や長寿命化計画策定に対する助言を行う。

⑧土地改良

類型	基本方針
土地改良	<p>(ダム、頭首工、水路、樋門、用排水機場)</p> <p>「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき実施した施設の点検や機能診断により、施設の補修や更新、補強などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、施設の機能を継続的に監視しつつ、その監視結果も踏まえた対策工事を適時適切に実施することにより長寿命化を図る。</p> <p>(ため池)</p> <p>点検・診断の結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」を活用し、予防保全型保全管理によるインフラの長寿命化を図る。</p>



類型	種別	項目	項目ごとの方針
土地改良	ダム、頭首工、水路、樋門、用排水機場	①点検・診断等	「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき点検及び機能診断の実施・更新を行う。
		②維持管理・修繕・更新等	機能診断の結果、機能保全計画に基づき、コスト縮減及び予算の平準化を図る。
		③安全確保	日常点検により、緊急に修繕が必要な箇所を把握し、修繕を行うことにより安全確保を図る。
		④耐震化	点検・診断を実施し、耐震化が必要な施設を把握するとともに、優先度を点検し、耐震化を図る。
		⑤長寿命化	機能診断の結果、施設の優先順位を決定し、機能保全計画に基づき機能保全対策を実施することにより、施設の長寿命化を図る。
		⑥持続可能・機能的な配置	社会情勢の変化に応じて、施設の統合・廃止を図る。
		⑦情報管理・共有	機能診断結果及び機能保全計画をデータベース化し、関係者（県庁、各庁舎、各市町村等）と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	国が主催するストックマネジメント研修等に積極的に参加し、技術向上を図る。
		⑨広域連携	「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき、適切に機能保全計画を作成できるよう情報提供を行う。

類型	種別	項目	項目ごとの方針
土地改良	ため池	①点検・診断等	一定規模以上のため池を対象に、ため池施設の現状を把握するとともに決壊の危険度や周辺への影響度を把握するための点検を行う。
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、「メンテナンスサイクル」により、継続的に発展させていく。
		③安全確保	点検・診断の結果を基に、安全確保が必要とされた施設を把握し、優先度を検討したうえで、改修及び機能回復を実施する。
		④耐震化	点検・診断の結果を基に、耐震化が必要とされた施設を把握し、優先度を検討したうえで、改修及び機能回復を実施する。
		⑤長寿命化	機能保全計画に基づき、ライフサイクルコストの低減に向けた機能保全対策の実施を推進する。
		⑥持続可能・機能的な配置	地域の営農に不可欠であるため、存続させる必要があるが、受益面積がなくなったため池については廃止の検討を行う。
		⑦情報管理・共有	ため池データベースの充実を図り、ため池関係者間（県庁、各庁舎、各市町村等）での情報共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	ため池の保全管理体制について、行政機関及び地域住民など参加する保全管理体制組織を構築することで、地域全体で継続的な活動を実施する。
		⑨広域連携	管理マニュアルやため池管理支援センター等の活用により、各市町村における対策を支援する。

⑨漁港

類型	基本方針
漁港	管理を体系的に捉えた計画的な取組により、既存ストックを有効に活用する観点から、機能保全計画に基づき計画的に、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。さらに、大規模地震発生に備えて耐震対策を推進する。



土佐泊漁港



長原漁港

類型	種別	項目	項目ごとの方針
漁港	外郭施設、係留施設、輸送施設（橋、トンネル）、水域施設	①点検・診断等	日常パトロール、定期点検、天災発生時の異常時点検を実施する。
		②維持管理・修繕・更新等	既存ストックを有効に活用する観点から、施設耐用期間内におけるライフサイクルコストの低減と予算の平準化を図る。
		③安全確保	パトロールや点検により損傷状況を把握し、漁港施設の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、安全確保を図る。
		④耐震化	「主たる物揚場・岸壁とそれを守る防波堤」について実施した耐震診断に基づき、必要性に応じた施設の対策工事を実施する。
		⑤長寿命化	各漁港の機能保全計画において「施設重要度」、「施設の健全度」から設定した施設優先度に、「漁港・漁場重要度」を加味し、対策箇所の優先度を決定する。
		⑥持続可能・機能的な配置	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。
		⑦情報管理・共有	修繕・更新情報の整理を進めるとともに、現在構築中のクラウド型データベースを完成させ、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	国、市町と連携し、計画推進の優先順位を検討していくとともに、市町村・民間と合同開催している研修会を活用し、点検実務の習得を進める。
		⑨広域連携	国からの情報や、県のノウハウについて、市町に情報提供を行う。

⑩海岸（農林）

類型	基本方針
海岸（農林）	<p>損傷が発生してから対応する「対処療法型の管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」へ本格的な転換を図る。</p> <p>例えば巡視（パトロール）や定期点検のデータを保存また活用し、海岸保全施設の劣化の進行予測も盛り込んだ長寿命化計画に基づき、海岸保全施設の最適な補修時期を選定し、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。</p>



類型	種別	項目	項目ごとの方針
海岸（農林）	海岸保全施設（堤防・護岸等）	①点検・診断等	日常パトロール、定期点検、天災発生時の異常時点検を実施する。
		②維持管理・修繕・更新等	海岸保全施設に対し、巡視や点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつ今後増大が見込まれる海岸保全施設の維持管理に要する経費に対してコスト縮減と必要予算の平準化を行う。
		③安全確保	巡視や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。
		④耐震化	まずは、避難時間を確保する必要がある海岸から推進する。
		⑤長寿命化	予防保全型管理の導入による巡視・点検・整備更新を行い、海岸保全施設の信頼度の確保と延命化を図る。
		⑥持続可能・機能的な配置	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。
		⑦情報管理・共有	修繕・更新情報の整理を進めるとともに、各庁舎と共有を図る。
		⑧計画推進体制の構築	国、市町と連携し、計画推進の優先順位を検討していく。
		⑨広域連携	国からの情報や、県のノウハウについて、市町に情報提供を行う。

⑪治山・地すべり防止

類型	基本方針
治山・地すべり防止	点検・診断の結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」を活用し、予防保全型維持管理によるインフラの長寿命化を図る。



類型	種別	項目	項目ごとの方針
治山・地すべり防止	治山施設	①点検・診断等	各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための定期点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を着実にを行う。
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を着実に実施するとともに、取組を通じて蓄積されたデータをもとに「メンテナンスサイクル」の高度化を図り、より効率的・効果的な維持管理等に資する。 なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともにコスト縮減・予算の平準化を図り、戦略的な取組を推進する。
		③安全確保	事前防災の観点から施設の点検・診断により状況を把握し、保全対象の安全確保が必要な施設については、部材の交換や施設の機能回復等を併せて実施し、安全確保を図る。
		④耐震化	該当なし
		⑤長寿命化	国の作成した長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）に基づきメンテナンスサイクルを実施する。
		⑥持続可能・機能的な配置	森林の多面的機能を発揮するために、山腹や溪流の荒廃地を安定させる構造物であり、存続する必要がある。
		⑦情報管理・共有	治山台帳システムに点検結果情報等を収集・蓄積し、県庁と各庁舎及び林野庁と情報を共有する。
		⑧計画推進体制の構築	施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図る研修の充実等を進め、人材を育成する。
		⑨広域連携	点検・診断や補修・機能強化等を適切に実施できるよう国が作成した長寿命化対策ガイドライン等を情報提供する。

類型	種別	項目	項目ごとの方針
治山・地すべり防止	地すべり防止施設	①点検・診断等	各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための定期点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を着実にを行う。
		②維持管理・修繕・更新等	点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の活用、見直しを行う。 なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともにコスト縮減・予算の平準化を図り、戦略的な取組を推進する。
		③安全確保	事前防災の観点から施設の点検・診断により状況を把握し、保全対象の安全確保が必要な施設については、部材の交換や施設の機能回復等を併せて実施し、安全確保を図る。
		④耐震化	該当なし
		⑤長寿命化	国の作成した長寿命化対策ガイドライン（マニュアル）に基づきメンテナンスサイクルを着実に実施し、施設の長寿命化を図る。
		⑥持続可能・機能的な配置	森林及び農地の多面的機能を発揮するために、山腹や溪流の荒廃地を安定させる構造物であり、存続する必要がある。
		⑦情報管理・共有	点検結果情報等を収集・蓄積し、県庁と各庁舎及び国と情報を共有する。
		⑧計画推進体制の構築	施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図る研修の充実等を進め、人材を育成する。
		⑨広域連携	点検・診断や補修・機能強化等を適切に実施できるよう国が作成した長寿命化対策ガイドライン等を情報提供する。

⑫企業局施設

類型	基本方針
企業局施設	企業局施設は、電気・工業用水の安定供給を図るため、定期的に保守点検し、信頼性が低下した機器を致命的欠陥が発現する前に更新する「予防保全的管理」に取り組む。このため、電気事業・工業用水道事業・駐車場事業では、長期的に必要な資金を把握し、戦略的に維持管理・更新を実施することで、経営の安定と安定したサービスの提供に努める。



川口発電所



吉野川北岸工業用水道

類型	種別	項目	項目ごとの方針
企業局施設	発電施設・工業用水道施設・駐車場施設	①点検・診断等	徳島県企業局電気工作物運転保守基準に基づく定期的な点検等を実施する。点検により設備の劣化状況の把握に努める。
		②維持管理・修繕・更新等	長期にわたって信頼性・安全性を確保するため、10年間の「長期工事計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新を実施する。また、設備の状況変化等に対応するため、隔年で計画見直しを行い、更新時期の最適化によるライフサイクルコストの低減を図る。 不特定多数の人が利用する施設については、設備の改修に際し、ユニバーサルデザインを考慮した製品の採用や環境の整備に取り組む。
		③安全確保	定期点検及び常時監視により、異常が認められた場合には、緊急点検を実施するとともに、必要に応じて運転を停止する。また、致命的な損傷等の発生リスクが高い場合は、緊急補修を実施する。
		④耐震化	災害時においても電力・工業用水が供給できるよう、「長期工事計画」に基づく耐震補強の実施や耐震性を備えた設備への更新に取り組む。
		⑤長寿命化	長期にわたり、安定的に電力・工業用水等が供給できるよう、長期工事計画に基づき予防修繕や更新に取り組む。
		⑥持続可能・機能的な配置	統廃合の計画はなく、現在ある施設の信頼性確保に取り組む。新たな要請がある場合には、地域の特性を踏まえるとともに、その影響、効果等について検討を行い、対応する。
		⑦情報管理・共有	本局・総合管理推進センターで改修状況を共有するため、これまでの改修履歴を設備台帳に記載し、一元管理する。
		⑧計画推進体制の構築	費用の平準化やコスト縮減、効果的な実施時期等の検討を行う「長期工事計画検討会」を設置する。いずれの会も、本局・総合管理推進センターの横断的体制とする。

【本計画の改訂履歴】

平成27年	3月	策定
平成30年	11月	一部改訂
令和3年	11月	一部改訂
令和4年	3月	一部改訂
令和5年	3月	一部改訂
令和7年	3月	改訂
令和8年	4月	一部改訂